

休日が與へられてあつた。公休日と云つても現今のやうに月に幾日といふのは無い、三年目に一度である、御上臈、御年寄、御客會釋、御中臈、御小姓、表使、御錠口番、御坊主には外出の機會も少くないが、其他は三年目に一度の外年中長局住居であるから籠の鳥同様である、三年目の宿下りが六日間、次の三年即ち六年目が十二日、又次の三年即ち九年目となつて十六日、其餘は十二年目も十五年目も十六日で、十六日以上は絶對に與へられなかつた、而かも其公休日來たるまでは親が死んでも、同胞が危篤でも、一切宿下りを許さぬは随分酷しい。

御上臈となると老女でもあり、名譽職とでも言ふべきものであつて是ぞといふ受持の用務もなく、従つて外出にも餘り嚴重な掟も無かつたが、多年籠居が馴れとなつて外出を却て億劫がるやうになり、與へられた部屋に樂隠居と

いふ形ちであつた、御年寄は名こそ年寄だが老年では勤まらない切れ役で、大臈全體に幅を利かせたものであつた、大抵毎月御代參といふ墓參りの役目がある、御代參の節には下僚の女官やら自分召使の婢女やら、供廻り美々しく長棒の轎輿で練り出し、御代參畢つての歸途には名臺の料理屋などに立寄り随分贅を盡したものであつた、夫の名高き江島の俳優狂ひなども此代參の歸途に演せられたものであつた。

將軍家の御手の附くのは御中臈に限つたものであつた、其れが將軍附の御中臈で將軍の目に止まつたのなら面倒は無かつたらうが、若し御臺附の御中臈で眼に止まるとなると、將軍附御年寄から御臺附の御年寄に交渉し、御臺附の御年寄を経て御臺に轉管を願つて將軍附に轉籍させ其れから本人に内命を傳ふるのであつた、若し本人が御請をせぬ時には復び前の順序を履んで此由を答申し

無ければならぬ、然かし其當時に在りては上の御手の附くのを、所謂ゆる氏なくして玉の輿の名譽なりとした時代であるから、大抵は有難く御請したものであるが、時偶には辭退する者も無いではない、辭退したからと云つて別段咎めもない、多くは泣き寢入で済んだものだ。

恚うして將軍家の御手の附いたのを汚れた方と云ひ、未だ御手の附かぬのをお清の方と云つたものだ、汚れた方は大抵七八人宛はあつたものだが、十一代家齊の如きは發展家であつたと見え數十人の多きに及んだといふ、お末御半下でも無上權力者たる將軍の眼に止まれば御中臈と出世して御用を勤めるのであるから、御目見以下でも必らずしも望みが無いとは言はれぬが、恚うした場合は極めて稀有のこととで大部分は性慾を犠牲に生涯の捕虜で終るのであつた。幕府の大奥を引證したからと云つて、現代に此捕虜生活を學ばしめやうと云

ふのではない、然かし處女の神聖を保護せんとすれば異性と間隔して修養を積ましめざれば羞恥心の留保は望み難く、羞恥心の留保なければ處女の神聖もないことを立證したのである、彼等大奥の女中は一舉一動萬事に慎ましやかに奥床しき態度は一般女中の典型となり、五十歳に垂んとしても異性の前には妙齡の處女であつた、彼等は一生涯を其官職に捧げて生涯性交の快樂を味ふるの望なき者である、其れでも自暴自棄に奔つて落伍者となる者もなかつたではないか、之れに引かへ今の女學生は臈がては人の妻となり、賢母良妻の光榮に耀くべき身分でありながら、目前の行樂に心酔して淫奔猥行、洒々乎として恥づる所を知らずとありては、洵とに沙汰の限りと言はなければならぬ。

現代の女性に妙齡に達して異性を解せざる者なく、従つて新婚に處女の神聖を齎らす者は極めて稀れであるといふ、其割合に配偶者となる花婿の苦情の無

いのが不思議であると云ふと或花婿は慙ふ答へた、現代の花嫁に處女の神聖を責むるのは、飢ゑたる者が食事を撮りたりとて咎むると同一である、飢者の食を求むるのは或意味に於て正當防衛である、縦ひ他人の物を竊んで喰つても其罪は恕せらるべきものである、性慾旺盛の時代を猶ほ學校に在つて、忍んで婚期の遅延するのを待つのであるから飢者の食を求むるに急なるのと何等異つた點はないのである、私は是れを思つて結婚前の素行を問はないのであると、物の諦めも此まで徹底すれば社會の苦情は一掃されるかも知らぬが、秩序を重んずる社會は斯くもおめでたき聲壺人の大悟徹底に依つて寛裕に附すべきものではない若し善良なる風俗維持の必要がありとしたら、是等獸行の處女は葬らすには置かれない。

それかあらぬか近來上流の家庭に花柳病が猖獗で、新婚未だ幾許ならざるに

新婦早くも婦人科専門醫の門を潜るが多しといふ、夫たる男子は其原因を知ること能はず、飽まで善意に之れを解釋し、是れは多分結婚前に於ける自分の品行が此病菌を包藏し、潜伏期と知らずして結婚したので、新婦に之れを感染せしめたのであらう、新婦にも新婦の父兄等にも辨疏の無いことをしたと心に悔いて居る、何ぞ知らん此病根は、自家に非らずして花嫁持參の病毒を却て自己に感染したるものならんとは。

娼婦賣春婦を購うて妻としたる者は、慙る悲劇に遭遇するも己むを得ざることなるべけれ、堂々と七荷乃至十三荷の荷物を持つて嫁に來た神聖なるべき處女の花嫁が、有形貨物の外に花柳病毒まで持參せんとは想像も及ばざる所なるべし、慙る花嫁を聘つて新家庭を造る一家の不幸は言はずもがな、大にしては國家の敵でなくてはならぬ。

勿論花柳病の蔓延は婦人よりも男子に多いのは争はれない事實であつて、前例の如き千百中稀れに在る事實であらう、けれども絶無の事として之れを抹消することは出来ぬ、最近其筋の調査に依ると、梅毒患者は男女合して壹千人に對する貳十人なりと云ふ、然かし其れは徴兵検査と娼妓淫賣婦の検診を基礎として得た結果であるから、實際秘密に掩はれて居る患者を加算したら、幾十倍の多數に達するか、本病に限つて精確な統計の得らるべきものではない、俗に自惚と瘡氣の無いものは無いとやら、今日の男子にして梅毒は兎も角も、麻病を患はぬ者は殆んど無いのであるが、一たび患つた麻病は急に全快するものでなく、殊に女子の麻病は外部に露はれずして體內奥深く侵入し、急に展開するものでないから、男子と異つて自身にも或は病毒に冒されたことを知らずに居る者もある、男子としても疼痛が去り膿汁の分泌が無くなれば其れで平癒し

たものゝ如く思つて居るが、其れは全く假癒であつて根本的に治癒したもので無く依然麻菌は存在して居るのである、其れが或動機に展開して女にも感染すれば女に在るものは男にも感染する、一たび感染すれば其病毒は全身に普及して或は麻毒性關接炎ともなり、或は腎臓炎、肝臓肥大などいふ治癒困難な疾患にも罹る、婦人が之れに感染すると、尿道炎から子宮内膜炎、卵巢水腫、腹膜炎などを起してヒステリー症をも併發する。

麻毒に胃されて居る男女間には子の無い者が多い、若し偶受胎するとしても、或は流産となり或は死産となり、月足らずに生れて一年ならずし夭折するものもある、就中危険なるは出産に際して母體の産道に潜伏せる病菌が誤つて小兒の眼球に入ることである、若し之れが浸潤すると忽ち激烈な炎症を起し其爲めに盲目となるのが多い。生れながらの盲目は大抵麻毒から來たものと云つて

過言ではないかも知らぬ、近來豫防法が發明せられて比較的此患が少くなつたと云ふものゝ其れでも絶無とは言はれない、痲毒でも想うした悲惨な事實を見るのであるが、微毒となると更らに是れ以上峻酷なものであることを思はねばならぬ。

羞恥心の缺乏せる現代の女學生等は結婚前の太切なる身をも思はず斯くも危険なる男生に接近し自ら處女の神聖を破るのであるから、病毒持參の花嫁あることも決して否定することは出来ぬのである新婦が潜伏期の病毒所有者であり、新郎は在來の保菌者でありとしたら、其間に生まるゝ子は何う云ふ體質を齎らすであらう、或部分の不具者に非れば多病多疾不幸短命なるのが當然の歸結では無からうか、都下に有力なる花柳病専門醫の語る所に據れば、若し東京在住の青年男女を嚴重に血液検査を行ふに於ては、百人中七十人乃至八十人の

保菌者を出すべしと、保菌者中には遺傳に原由する者もあらんかなれども、大部分は自己の不品行より來たれるは争ふべくもあらず、若し國家文明の尺度が花柳病の消長に依つて定めらるべきものとすれば、我國民は世界的に人類文明の落伍者であらねばならぬ。

斯くも花柳病は一世一代に止まらざる慘禍を流すものたることを理解するに於ては、結婚調査に際し血統と共に花柳病の有無を調査することは極めて肝要のことである、痲病位は有内の事など、輕視するのは頗る間違つた了簡である、婦人の方から男子に痲病位と許すほどであるから、女子のお土産病毒など吟味する者は無論あるべき筈がない、此に於て花柳病は日に月に猖獗を極めて兒童の死亡率は年と共に上昇するのである。

政府が娼妓淫賣婦に俾氣診斷を行つて花柳病防止に力めて居るのは當然の施

設ではあるが、然かし是れも有名無實のことであつて、腔内が糜爛し又は現に排膿でもあらざる限り健康體として放任さるゝのであるから、微菌は大手を振つて局所に働いて居る、假りに之れを厳正にしたとしても娼妓と淫賣婦のみで蔓延を絶止することの出来得べきものでない、さればとて良家の令嬢を捉らへて片端から檢徴を行ふなどは出来ない相談である。されば今日の急務は恁る施設に待たずして國民男女各自が目覺めて、結婚調査を嚴密にするといふ外はないのである。

結婚調査を簡便に行はんとするには差向き國立檢菌所を設けて、男女とも其證明を得ざれば結婚することを得ざることと定むるも一方法であらう、然かし之れを勵行するとなると、今の青年男女に結婚の資格ある者が幾パーセントあるであらう、恐らくは總落第では無からうか。

第八章 嫉 妬

嫉妬は男女を通じて戀愛に附随し又は戀愛關係外にも發作する劣悪性特殊感情である。由來人間は種々の感情に動かさるゝ、弱點の所有者であるが、就中戀愛に隨伴する嫉妬には猛烈な憤怒を發作するを常とし、新聞の三面を賑はす殺傷事件は大抵嫉妬に原因せざるは莫い、昔日は嫉妬と云へば女子に限つたものゝ如く、男子の嫉妬は極めて稀であつた。其れは女子には外出の機會も乏しく又操行を重んずる道德觀念が強かつたので、男子をして嫉妬を起さしむる場合は割合に少なかつたといふことも其原因であらう。然るに近代の女子は其操行頼みに崩れて、動もすれば男子と同等な亂行が行はるのであるから勢ひ男子も嫉妬を起さざるを得ない、殺傷事件の激増するのは一面女子操行崩潰

の反應とも見られぬではなからう。

然うして見ると嫉妬は女子に限られた特有性でも無ければ、強ち男子以上に強烈なとも言はれないやうであるが、然かし理智の缺乏して居る其れだけ、頭腦の狭量な其れだけ、確かに男子よりも嫉妬の發作し易い傾きはある。前にも述べたる如く一體人間の弱點は他人の美事善行や成功を聞いて面白からず感じ、他人の惡評や失敗を聞いて愉感を感じるといふ惡徳がある、其れを理智に制せられて男子は慎むのであるが、女子は此慎みが守れない、婦人の共同事業が永續しないのも多くは之れが原因である、三人寄れば姦しいと云つて組合員の蔭口を言ふ、幹部員を惡口する、同輩を誹る、其れが皆協同事業を破壊する種となるのである。

狭量であるから寛容の餘地がない、理智に乏しいから冷靜になれぬ、冷靜になれぬから感情に制せられる、是れで多く神經衰弱にもなればヒステリーにも罹るのである、男子の如く身體強健ならざるが爲めに殺傷などの慘劇を演ずることは少ない、けれども、其れでも随分思ひ切つた犯罪を犯す者が無いではない、毒殺もあれば放火もある、其れでなければ面當に自ら死ぬることである。自殺の目的は愛する男に不憫な女と同情されやう爲めではなく、死んで亡靈となつて怨みの男女を取殺してやらうと云ふのである。其執念深い怖しいことは理智に富む男子の到底企て及ぶ所ではない。

女性の嫉妬は其身を焦がすのみならず、少なからず其夫を苦しめ、嵩じては犯罪をも敢てするといふ危険性を有するものなるを以て、東洋の教には七去の一として極端に之れを抑制したものである、けれども退いて彼等が境遇に顧みれば又同情すべき點が無いでもない、白樂天の所謂ゆる人生莫成婦人身、百

年苦樂倚他人で男子は妾を圍ふことも任意であり、賣婦に戯るゝことも自由なりしに引かへ、女子は一たび結婚すれば終生其夫を改むること能はず、夫死しても他に再嫁することを許されず、榮枯、毀譽、富貴、貧賤、一に夫の運命に繋つて身を保たなければならぬのであるから、夫は無二の親友と言はんか、生命の親と稱せんか、最尊、最貴、最愛、何物にも換へられぬ愛人でなくてはならぬ、彼等は天地間夫の外には何物を顧みる違もない、日常夫に奉仕して其一顰一笑に喜愛して生存するのであるから、其夫が愛を他の異性に移して己れを疎んずることあらんか。彼れは生命の親に別れ愛の神に捨てられて生存の基礎を失ふのである。縦ひ嫉妬が女の悪徳であらうとも、此場合に遭遇したとしたら妬まざらんと欲すと雖ども得べからずである。彼等は狭量であるだけに夫を思ふの情も切である。切であるだけに夫の舉動に注意することも細心である。

細心であるだけに夫が出先の行爲をも能く察知する、見すゝ他の異性の所に往くと知りつゝ知らざる爲して之れを送り出し孤閨を守つて待つ身の寂しさ、焼かじとすれど藻汐草、汐たく海士の夫れならねど、想ひ到ればなかくに夜の衣をかへしても眠られずして夜を明かし、朝歸りする夫をば笑顔で迎ふる彼れが心情、亦酌まさるべからずである。

然かし婦人に同情すべしと言つたからと云つて彼等に妬いても可いと云ふのではない、男子が品性を向上すればするほど婦人は猶更謹慎で無ければならぬ家に歸つて男子に嫌惡の念を起さしむるのは男子をして倍々恩安を外に求めしむる素因を作るものである。妻にして貞淑謹謙なれば早晩彼れは其非を悔ゆる時が来る、自覺する時機が到來する、婦人としては角を撓めて之れを待つ耐忍が無くてはならぬ。

現今の婦人中には此反對に、なかば報復的觀念を以て、夫が外に女を拵へるなら吾れとて慰安の道を求め無ければならぬと誘惑者のあるが儘に穴隙を燃る者がある。妻をして此心を起さしむるのは夫としても罪なしとは言はれぬ。然かし夫が縦ひ不品行なりとしても不品行であるから私も致しましたと云ふことは妻に對して許すべきことではない。而かも此種の女に限つて自分に罪惡を犯しながら夫の隱微を發いて大に妬く者がある、愛情から起つた嫉妬とすれば同情すべき所もあるが、己れも他と姦通しながら妬くに至つては、罪の上の罪ではあるまいか、恚ふした女の嫉妬は中心から嫉妬の焰が燃ゆるのではなくして自己の罪惡隱蔽の爲めに、平たく言へばテレ隱しの爲めにするのであるか、多くの中には無論それも有らうが、中には然うでないものもある。奸夫と淫樂したと云つて絶對に其夫に愛が無いのでは無い。妻たるの位置を抛棄し現在の夫を

見限つてまで、奸夫の許に走らうといふのでもない、おまへひとりと定めて置つて浮氣や其日の出來心とでも云ふのであらうか、夫の不品行の腹癒せにやつて見たものゝ、萬一姦通が發覺しても詫れば事は足りると、相殺的に解決は付くものと、高を括つて亭主を尻に敷て居るのである。此種の脱線者は堂々たる華族の夫人にもあり、紳士豪商の細君にも少くない、却て下層民勞働者の妻が比較的健全であるかも知れぬ。

昔日は婦人の貞操を嚴守せしむる爲めに、道徳上の訓誡は勿論、武家に於ては私刑の制裁も行はれた、有夫の婦が姦通した場合は夫たる者之れを斬捨るのは當然であるのみならず、有夫ならずとも武士の娘が、親の許さぬ不義密通をした場合には父兄が之れを手討にして世間に面目を保たなければならなかつた不義はお家の御法度とありて、下僕下婢の如き奉公人同士の私通でも時として

手討の私刑は免がれなかつた。是ほど嚴格であつた爲めに、男女間の醜行は極めて稀れであり、従つて嫉妬を起す場合も甚だ少なかつた。

夫が妻の姦通を憤つて斬つて捨てるといふのは嫉妬の憎しみもあつて雑作もなく行はれたことであらうが、最愛の娘が不義をしたからと云つて手討にするといふのは親の身として忍び難いことであり、今から思へば慘酷極つた蕃習であつた、余が幼時にも知人野間某の娘何子と云ふが家に召使ふ若黨何某と私通した事件があつた、親としては如何にしても助命したさに醜行の廣く人に知られざるを幸ひ、娘を一間に押籠め若黨にはそれとなく永の暇をとらせたまはれ、其儘別れて了へば人の噂も七十五日親の慈悲で済むべかりしに、水の出端の若い同士、甘き戀に酔うた兩個は、何日怎うして打合はせたか夜陰に乗じて邸を拔出し、男女手に手を把つて逃亡した、斯うなつては捨て、も置かれず追手を

を四方に出したものの、何うか程克く逃げ延びて追手の者に押へられぬやうと、心に祈りし甲斐もなくツイ近い所で捕へられ忽ち藩中に知れ渡つた。斯うなつてはモウ是非が無い、兩個の者に因果を含め各自自殺といふ形式を取つて打首にした。

藝娼妓など足を洗つて堅氣になつた女が妙に嫉妬心の強い者である。深窓に育つて世間見ずの令嬢こそ見聞狭く知識足らず、一意夫を便るの外他を知らざる者であるから、其夫が他の異性を愛するとなると、矢も楯もたまらず妬くべきであるかも知らぬが、見聞廣く眼界濶く、世辭愛嬌を賣物に世間を茶化して来た女が、堅氣になつたからと野暮臭く、妬くといふのが不思議に思はるゝが其れが決して不思議でない、彼等は曾て浮氣稼業たりし時、男子を無理抑留したこともある。承知しながら不經濟な散財を爲さしめたこともある、心にもな

い艶言で男を釣つたこともある。嬬野呂だの鴉の昆布巻だのと柳榆して、男に意地を持たせたこともある。それ等の修養を基礎として今の夫を観察するのであるから、見ないでも出先の行爲が眼にちらつく、聞かすとも相手の女の聲音が耳に響く、袂の綻び袴の皺臂の捻加減でも大方は夫れと察したことに觀察を誤つたことは無い。今一つは浮氣稼業で磨き揚げた女が堅氣になつて化粧を忘ると、著しく醜くなり老容もする、其自覺に何よりも氣が退けて、若くて美しい他の女が呪はるゝやうになる、野暮臭いと言はれても猛烈に妬かざるべからざる所以は、是等の諸問題に原因するのである。

一體女の嫉妬は年齢の關係が大にある。青春の時代には比較的嫉妬の力が薄い、其れは自己の容色に恃む所があるからである。自分は尙だ若いから若し捨てられても那處に往つても困らないといふ氣強さがある、其れが徐々顔の艶も

落ちて小皺が額に波を打初めると此特みも至つて心細くなる、古今の美人と謳はれし小野の小町が上にさへ、「花の色はうつりにけりないたづらに我身世にふるながめせしまに」の嘆聲が洩されて居る。容色を賣物にする女の身に誰れか此嘆なくて已むべき、自己の容色低下するとなると、別に新しく容姿麗はしき女に、夫を寝取らるゝことなきやとの掛念は、自然に湧き出るところであらう加ふるに女は盛りを過ぎた三十歳前後が最も性慾の旺盛な時である。女が性慾旺盛な三十前後は年嵩な男は性慾減退の期に向つて居る、縦し減退せざるまでも其當座畫も筆筒の環が鳴るほどの勇氣はない。妻といふ寄生蟲は少し鼻につき出す時分である、其老妻に口喧ましく妬かれると來ては愈よ蒼蠅くなるからツイ外で失敬するやうなこともなる、女の方で見ると性慾に満足を與へられない上に、夫の舉作が變になるので妬かざるを得ないといふ意思の疎隔が生じ

て来る。

又女は性慾に満足と與へられないといふことが嫉妬の動機となる場合が多い。良人が近日性交に冷感なのは他に満足せしめなければならぬ女がある爲めであらう、然らずんば自分が他から満足を得て歸るから、妾に満足と與ふる勢力が缺乏するのかも知れぬといふ邪推もある。然うした心裡状態からして性慾の催進せざる時にも不自然なる過度の性交を迫ることもなる、今夜過度の遂行を爲さしめて置けば明夜縦ひ外泊するとも疲勞の爲めに執行不能に終るであらう。此強制執行は時として内外に行はるゝのであるから結局外妾を蓄ふる男性は衰弱せざるを得ない。

情死は純真なる戀愛の歸結であるといふが、之れにも或點までは嫉妬が認められないではない、世を辭せんとする一刹那には必らず恚うした感想が起るで

あらう、自分が存在しない。曉には彼れは將來を如何にするであらう。諺に云ふ去る者は日に疎しである、吾が亡き後は情人の吾れに優さる者出来ずとは限らぬ、寧ろ兩個共に死すれば死出三途も諸共に涉るべく、世に思ひ遺すことあるべからずと、是れが則ち未來を豫想しての嫉妬である。妻の死なんとする時も臨終の掛念は後妻である、若し臨終の際に夫と共に死なんと言つたら、妻は定めて満足するであらう、或は夫の共に死ぬることを快諾するかも知れぬ。夫が死する時も同様である、所天が死ぬなら妾も共にと妻が言つたら、夫は強て死を止まれとは言はぬかも知れぬ、斯うした觀念を基礎として情死者の心裡を解剖すると、彼等二人の合意の深因は嫉妬に基因して居るといふことは明らかである。

此に一言挿まなければならぬことは情死は必らずしも戀愛關係に基く男女相

互の間に^{あひに}行はるゝものゝみではない、古來から行はるゝ^{おこな}殉死なども其一種である。但し太古に行はれた^{おこな}殉死は名は^{じゆんし}殉死であつても其實は^{じゆんまつ}殉殺であつた。殉殺^{じゆんまつ}の紀元は^{せたいつまびら}世代詳ならざれども、太古から行はれたことは事實である。即^{すなはち}殉殺の紀元は^{せたいつまびら}世代詳ならざれども、太古から行はれたことは事實である。高貴の人が死すれば^{そのはた}其墓側に^{あな}穴を穿つて^{くび}首だけ地上に出して^{いきうめ}生理と爲し、餓死せしめた。洵に^{まこと}慘酷なる^{じゆんまつ}殉殺であつた。其後^{そのご}武家時代に^{いた}至つて^{じゆんし}殉死が^{やいみ}稍意味を爲し、^{おひはら}追腹切つて^{きうしゆ}舊主に^{じゆん}殉ずると云ふ心が^{はつて}自發的に^{はつて}發動するのであつた。其れは^{しゆじん}主人と共に^{せんぢやう}戰場に^{ちん}馳聘して、^{えつた}運拙く^{うらじ}討死すれば^{じゆん}主人の^{ぜんと}前途を見届けるといふ^{はつせい}忠魂に^{はつせい}發生して、^{しゆじん}主人^{びやうし}病死の場合にも^{これ}之れを^{じつ}實行したのであつたが、^{のち}後には^{また}又^{ちやう}忠義といふ^{ういよ}名譽に^{かこ}憧れ、^{あそく}遺族に^{たま}賜はる^{おんしやう}恩賞を^{ひきあて}引當に^{こころ}心にもない^{じゆんし}殉死を^と遂げ、^き貴重^{ちやう}の生命を^{うりもの}賣物にする^{こと}如き^{へい}弊害を^か醸すに至つた。

然れども千載の^{のち}後にも^{ぶしだう}武士道は^{とき}時に^{くわん}光明を^{はな}放つ、^{のす}乃木大將が^{わい}明治大帝御大葬

の^{たう}當夜^{じまつ}自殺して^{これ}之れに^{じゆん}殉し、^{ふじん}夫人が^{きと}良人に^{じゆん}殉して^{じがい}自害せるが^{こと}如き^{じゆんしん}純真なる^{じゆんし}殉死である。

嫉妬は^{ちつと}知識慾に^{ふや}附隨して^{おこ}起る^{しゆ}一種の^{かんじやう}感情である^{てん}點から云へば^{せんてん}先天的であるが^{その}其^{かう}厚薄^{くせん}淺深は^{おほい}大に^{おほい}遺傳にも^{くわん}關係ありと思ふ、^{だいたい}大體^{にほんじん}日本人が^{だんぢよとも}男女共に^{しつと}嫉妬深いのは^{いは}所謂ゆる^{たう}島國^{こんじん}根生であつて^{こらい}古來^{ぐわい}外國との^{かう}交通もなく^{ちし}知識の^{けふ}狹隘なる^{ため}爲めであるとも^い言はれて^ゐ居る、^{この}此^{けんち}見地から^{だんし}男子に^ひ比して^{ぢよし}女子の^{しつと}嫉妬深いのは^{どう}同一理である^{だんてい}と斷定さるゝのであるが、^{しみ}強て^さ然うと^か限る^{わけ}譯にも^{ゆかぬ}ゆかぬと思ふ、^{なげ}何故ならば^{さんかん}山間僻地に^あ在りて^{かう}交通^{ふじゆ}不^{ちし}充分な^{かいはつ}知識の^か開發^さされない^{せん}村民には^{けつ}決して^{しつと}嫉妬心の^ああるものではない、^{かれら}彼等は^{ひと}人を^{しん}信すること^{あつ}厚く^{まこと}誠^{じゆん}に^{じん}純朴な^{かみ}神の^{こころ}如き^{こころ}心を持つて^ゐ居るのであつて、^か却て^か四通八達^{たう}の^{とし}都市^{くわん}開港場などに^す住める、^{ひかく}比較的^{ちし}知識の^{ひら}開けた^{じん}人民に^{しつと}嫉妬心の^{おほ}多いのが^{しやう}證據である、^{この}此理から^お推すと^{しん}深慮^さに^さ育つて^{せけん}世間を^し知ら

ざる女性ほど嫉妬心が薄く、藝妓の如く各階級の人に揉まれて、世間を廣くした者ほど嫉妬心が強い筈である。然り事實が之れを證明して居るのである。

然らば日本人の嫉妬深いのは何に原因して居るであらう、假りに遺傳であるとしても其遺傳の根元が無くてはならぬ。西洋の歴史では恚う云ふ傳説が傳へられて居る世界人類の肇めはアダム、エファといふ男女二人であつた。共に神の恵みを享けて樂土に棲存し、何一つとして不自由の物なく、渾ての慾望といふものは無かつたのである、ところが蛇身の惡魔が之れを妬たく思ひ、何とかして彼等二人に苦痛を與へばやと、神の禁じて置かれた無果樹の實が非常に美味であることを力説し、窺かに取つて喫へと勧めた、正直なアダムは神の禁を守つて堅く之れを拒んだが、薄志弱行のエファが邪神の言を信じ、終に禁を破つて無果樹の實を取り、已れも之れを啖らひアダムにも之れを喫はしめた、此

窺取を誰知るまじと思ひきや、忽ち誠の神の眼に映じたので二人は即時樂土を放逐せられ、爾來稼がざれば衣食を獲ること能はず。其上エファは罪深しとありて後の世までも、女は子を孕まねばならぬといふ大役を命せられた、此魔神に惑はされて神の命に背いたといふことが即ち嫉妬を産みつけられた原因であるといふことに歸着して居る、女は正犯であり男は從犯であるから、嫉妬心も男に弱く女に強くなつて居るのであると、牽強附會の説ではあつても、是れで筋は徹つて居るとして、偕日本人は如何である。アダム、エファを祖先として居らぬのであるから、此遺傳を享けたものとは言はれまい、そこで穿鑿すると日本にも遺傳の根元が無いではない。

其れは皇祖天照太神より遺傳したものであるとの説である、其説に據ると天照太神が素盞鳴尊の兇暴を厭ひ玉ひ、之れに連なる夥多の惡神も蔓りて秩

序の紊亂するを憂慮せられ、彼等を懲らしむべく一日天の岩戸に隠れ玉ふ、此に於て世は空蟬の暗黒となりて流石の惡神共も爲す所を知らず、左れども窮窮したる者は惡神ばかりでなく、善良の神達も、大に弱り給ひ、天の安河原といふに八百萬の神達神集ひに集ひ玉ひ、斯うして惡神亡ぶるは喜ばしけれども吾等亦如何ともすべきやうなし、此上は一時も早く大神を岩戸より出し參らせん外なしと神議りに諮り玉ふ、集ひの中に思鑑尊あり曰ふには、斯く有りとあらゆる者悲嘆に鎖されては大神の御心も晴やかならず、之れを晴らし參らせんには、賑はしき神樂を奏し陰氣を掃うて陽氣に復せざるべからずと、群り集ふ神達一同然こそ可けれと賛成ありしに、乃ち岩戸の前に雞を放ち雞鳴晨を報ずるを機會に、鐘を打ち太鼓を鳴らし、天曰 自命殿馭盧草と鈴とを持ち妙なる舞樂を奏し玉ふ、八百萬の神達も或は手を打ち足踏み鳴らし、拍子をかしく囃

し給へば天照大神岩戸の裡に之れを聴き玉ふて、吾れ岩戸に隠れしより常世は闇に光明を失ひ、悲嘆の涙に暮けん筈を、斯く樂氣に神樂を奏しぬるは、別に光明ある者の出現して常世を照せるに非ずやと窃と岩戸を開き給ふ、斯くあらんと豫てより待構へたる手力雄命、御手を把つて引出し參らせ直ちに岩戸に七五三を張りける、此に於て暗黒の天地復び光明に赫耀て萬世の基此に開けぬ。天照大神が岩戸の外の神樂の音に、若しや他に光明ある者常世に出現せるに非ずやと、岩戸を窃つと開らき見給ひし其御心が抑も嫉妬の初にて、後世子孫此血を享け參らせて嫉妬の源となりたるなりと、是れも牽強附會と云へば言ひけんも、遺傳の根元としては理由とならざるに非らず、嫉妬の遺傳が特に女子に厚かりしは天照太神は女神にて在ませば其遺傳の男子よりも遙かに女子に強かりしなりとは如何あらんかなれども、左なくとも

女性は男性に比して強き遺傳を得べき原因あり、男子は其貞操に天然の制裁なく自由放縱なるに引かへ、女子は受胎性に遮られて其貞操を二三にすること能はず、之れが爲めに女子は男子の他の異性に接するに慚焉として、自然に嫉妬心を増長し、其れが又其子に遺傳し、其子亦同じ境遇に倍々増長するといふが如く、順次濃厚に濃厚を加へたる遺傳性を養ひ來つたのである、幸にして東洋には女子の嫉妬を抑制するに強力なる訓誡ありて、僅かに男女間の保和協調を保ち得たるも、然らざれば女子の嫉妬は那邊まで燃擴がりて人生の危機に達したるやも知るべからず、

嫉妬は人類のみならず、禽獸蟲魚までも此天然性を有するものである。彼等は雌雄牝牡に定まれる配偶があるのではないが、其れでも交尾期が來ると嫉妬心が強度に發生するものである。自己の性慾を充たさんとする時機に、同種

族の同性の來たることあれば、死力を竭して之れと戦ふのみならず、他の同性が異性と睦む所を見ても岡焼する風がある、就中獸類にては猿猴の種類最も甚しく、海獸にては鯨豚なども猛烈である、但し彼等は一般に男性に嫉妬心が強く、却て女性には其甚しきを認めぬ、是れ禽獸蟲魚には貞操觀念もなく血統觀念もない上に嗜好の知識もないからである。

人類の嫉妬は獸類と反對に女人に強度に發達したるは萬人の認むる所にして争ひなき事實であるが、其濃厚となれる原由が遺傳に在りとすれば、現代以後に於ては男子の嫉妬が女子以上に發達するものと推斷せねばならぬ。従來は男子の世界であつて、男子は比較的放縱を許され、女子は道德的拘束を受けて居つたから、多くの異性に愛せらるゝことは男子の獨占であつたが、現代以後は女子が道德的羈絆を脱却して放埒淪落の女となり、男子と同様に或はヨリ以上

に多くの異性の愛を貪るべしと主張するのであり、實行しつゝあるのであるから、男子焉んぞ妬かざるを得んやである、憊うした世界になつて來ると人類は靈能を失つて禽獸蟲魚と擇む所なき動物部類に下落するのであるが、其下落が文化であり開明であるであらうか、

男女の嫉妬も優美といふ範圍を脱せざる嫉妬は時に相互の愛を深からしむる鏡ともなるが、脱線した黒焦の嫉妬となると大抵は破鏡の素因となるものである、此に一二の嫉妬を擧げて見やう。

君は今駒形あたりほととぎす

吉原がよひせる男の出行きたるあとの寂しさを嘆つ孤閨の婦人の吟である。男之れを聞きて寂寞を悲しむ妻を憐れみ、是より遊廓通ひを慎みて終夜妻とむつむとあれば、此嫉妬は成効したるものなるべし。

人生誰有百齡人。身幸宜爲多樂身。高臥青山此地好。衣襟句染帝城塵。

是は新しい女の元祖視される中島俊子（湘煙）が其失中島信行の帝都に在りし時送りしものなり、衣襟勿染帝城塵と淺さり狐色に妬いたところに味ひあり。

わが知らぬせこがたもとのほころびは

ひきけん人を縫ふべかりける

是は幕末の烈婦太田垣蓮月が、其夫の一夜いづれにてか飲みあかして歸り袂の綻び縫ふてたべと云ひし時詠めるにて、擲檢諷刺到れり盡せり。

なびくなよわがませかきのおみなへし

男山よりかせはふくとも

是は細川忠興が其夫人に對し陣地より詠みおくれる歌である。細川忠興は初

め織田信長に仕へ、信長弑せられて天下豊臣氏に歸するに及んで豊臣氏に屬した武將であつた、夫人は逆臣明智光秀の第三女で標緻が優れたのみか詩歌管絃の道にも疎からず、忠興とは洵とに好一對の伉儷であつた。然かし逆臣の娘といふので其二心を疑はれんことを虞れ、忠興之れを丹波三戸野の山中に幽閉して二年に及んだ、秀吉其節操の正しきを聞き不憫に思ひ、忠興を諭して之れを大阪に呼戻させ、此に芽出たく覆水盆に返つたのである。が、其喜びも束の間で秀吉は著名な狒々主義の實行者であつて、而かも關白の位に陞り人臣の榮を極めた勢ひを以て動もすれば狒々の手は遠慮なく旗下の武將の奥方にまで延びた、忠興能く此間の消息を知れるものから、出陣毎に絶対に警戒を怠らなかつた、之れが爲めに忠興の邸宅には地震の間と稱する爆薬装置の一室まで設けられ、萬一猿面冠者の魔の手が延びて逃れ難き場合には夫人をして爆死せしめ

ん用意であつた。常山紀談に秀吉の事を記せる中に、

秀吉伏見に在りて諸大名の北の方を呼び入れて饗されし事ありしに忠興の北の方斯くと聞き女の身の人氣なき一室に入りて他人に見ゆることやある、我れも召されんとならばとて懷中に七首を用意せられけり、是より秀吉の悪行もやみたりとなん。

固より賢夫人と言はるゝ程だから、夫人、も卒ざと云ふ場合の警戒はあつたのであるが、其れでも嫉妬深い忠興には安心することが出来なかつた。夫人は生涯夫の嫉妬に苦しめられて、慶長五年七月石田三成が關ヶ原出陣に際し、大阪在住諸大名の奥方を人質に強要した時、石田に共鳴しない大名の奥方は皆逃がれたが、獨り細川忠興の夫人は豫て夫から外出を禁せられたるを守りて逃ぐることを得ず、三成の兵に圍まるゝに迄んで當時家康に屬して出征中の夫

に。

さきだつは同じかぎりの命にも

まさりてをしき契りこそ知れ

なる哀しき詞調を貽して壯烈なる自殺を遂げた、夫人の心裡こそ哀しけれ。

戦國の時代にも人情に變りはない、武將の家庭にも往々嫉妬から悲劇の演ぜられたのは、獨り細川忠興には止まらなかつたであらう。而かも細川忠興ほど嫉妬深い人に此夫人の如な物堅きも亦稀れであつた。筆の序に武家時代に於ける家庭教育の主要を示めすが爲めに次の一例を掲ぐ、

池田新太郎少將光政（備前候）の夫人は本多中務太輔の娘にて母公は天徳院殿なり因て柳營の御心よせも重かりし夫人は光政を能く尊敬し玉ふのみならず御子多き中に伊豫守綱政を除くの外は女子なり常に教訓せらるゝには、

女は女のやうなるが能くとこそ聞きたり何事もたをやかに心より心を治めて男にまさらんことを思ふべからず、夫を尊敬せざる故により諸々の悪事を引出すなり夫婦となるには一世の縁には非らずと云へり、皆神々の引合なれば如何様の醜き夫なりとも夫と定まるからは尊敬せざるべからず女は内を治め夫は外を治むとは古今にかゝはることなく大名は夫々の役入ありて内外取治むれば唯公けの慈愛あるが我が如き者の娘のならばしなり、嫉妬は唐にも日本にも古き誠しめなれば憤まるべし愛妾あらば随分と慈愛をほどし恵むことこそ本妻の道ならめ必ず嫉妬の心を出だすべからず又夫に疑を受けざる様に慣むべし夫過ちあらん時は能く氣のたゞぬやうに心を静かに諫むべし自然と夫も恥るやうになるものなり、高き賤しきに限らず、貧富は其身の生涯たる天性にありて大名とても貧苦する者あり、小身なれども富裕なるものあり女は夫の官祿を得て其程々に過ぐすとあり、紫式部が筆の妙なりと今に言ひ傳ふぞかし、女の織籠ふ事は貴人高位なれども天性女の役なり、知らざることあるべからず、知つてせざるは宜しからん、貴人高位は爲さぬものなりと思ふて侈り高ぶりてあたに暮さば女の天性に違ふものなりと。（仰高録）

ほろびゆく女

然かし時代には變遷がある必らずしも封建時代の訓誡を其儘踏襲せしめんと云ふのではない、けれども此訓誡の如きは克く男女の分を明かにして嫉妬を抑制し、耐忍を説き節約を奨め傲慢不遜を戒めて手藝の必要に言及し女の増長し易き虚榮心を防遏せるなど短文到れり悉せりと謂ふべし、而かも現代の女流は之れに一顧を與へずしが奴隸道德なりと罵る、彼等が嫉妬の誠めに就て反對する所を聴くと恚うである、男子の暴横を寛假すべしといふはまだしもであるが、其暴横の相手方たる妾を憫み之れを愛せよとは不自然を強ふるも甚しきものである、基督敎の教へには敵を愛せよといふも不正を愛せよとは言はぬ。不正なる者は之れを正しからしむるのが即ち人類の本能であり博愛の旨義である、妾の如き不正者は其不正の位置より脱退せしむることが愛の本領でこそあれ、妾を愛し恵みて永く不正を繼續せしめよといふのは、愛では無くして罪で

ある。東洋の道德は不正な妾を保護して正當な本妻に罪を強ふる不合理な道德であるから、吾等は飽まで一夫一婦の大義を鼓吹して、若し夫に妾でもあれば之れを虐待罵倒するは言ふまでもなく、夫に對して、其罪惡を數へて責め倒し夫猶ほ改めざれば自ら去るべし、若し自ら去る場合とならば慰藉料をも要求すべく、貞操を蹂躪せられたるに對しては其代償をも求むべしと、是れが現代の女流の理想である、内々狐色に妬くなどはもどかして嫉妬を裁判所に持出して雌雄を法律に決せんとするのである。近時離婚訴訟や慰藉料請求の訴訟の頻出するのは之れが爲めであらう、一夫多妻の利害得喪は第九章に詳論するを以て此には之れを畧すべしと雖ども現代の婦人界に於ける實際問題として斯の如き極端の行動に出るのが果して婦人の幸福となるであらうか、不正の議論は別として今日の既婚男子に女房一人を守りて絶體他の婦人に關係を有せざる者

があらうか、今日未婚青年に能く童貞を守りて絶対に他の婦人に關係を有せざる者があらうか。無いとは言はれないかも知らぬが恐らく其は稀れであらう。之れに對して前述の如き宣戰を爲さるゝとしたら、既婚の婦人達の大部分は寡婦となるの覺悟を要し、將さに結婚せんとして悶えつゝある青春の處女も大半嫁入先を失はねばならぬ、若し獨立自活の覺束なき我女子界に斯くも多くの出戻り寡婦や適かず寡婦を生じたとしたら、結果如何に處分さるゝであらうか。左なきだに世の中が不景氣になり、各階級を通じて生活難の聲高く、嫁入口漸減の傾向ある今日ではないか、大抵の程度まで値下しても貴人がなくつて懊惱する女子が多いのに、此上過剩を來たした曉には、男子の方では益々増長して選定の條件が向上するであらうし、女子の方は反對に下落して博士と思つたのが學士となり、學士も思はしからずとありて、高等學校出身でさへあらばと

なり、高等學校出身も至難いとなると、中學程度でも我慢しやうとなる、龍頭蛇尾であつても、結婚の調つた者は満足も做様が、掣選みして居る間に歲月を重ね、婚期は遠慮なく去つて了ふとなると實に悲惨なのである。

X X X X X

若き夫妻等が夫は女を愛し女は夫を糸惜む程に父母の
 伊くえを知らず父母は衣薄けれども我はれや熱し父母は
 食せざれども我は腹に飽きの是れは第一の不幸なれども
 我等は失とも知らず況んや母に背く妻父に逆へる天重罪
 にあらずや。(一ノ谷入道御書)

あらざらむ此世の外の思ひ出に
 今一たびのあふこともかな
 めくりあひて見しやそれとも分かぬ間に
 雲かくれにし夜半の月かな
 やすらばでねなまじものをさよふけて
 かたぶくまでの月を見しか
 大江山いく野のみちの遠ければ
 まだふみも見ずあまの橋だて
 古への奈良のみやこの八重ざくら
 けふ九重に匂ひぬるかな
 夜をこめて鳥のそら音ははかるとも
 世に逢坂の關はゆるさじ

和泉式部
 紫式部
 赤染衛門
 小式部内侍
 伊勢大輔
 清少納言

第九章 一夫多妻と多夫一妻

神代のごとは邈矣たり知るべからずと雖ども、地神五代の其頃は、未だ王化に沾はざる蠻種群生の時代であつたから倫理の何者たるを解する者なく、親子も兄弟も見塚なく、互に出合した者相姦するといふ動物主義であつたと見え大禊の祝詞にも恚うした字句がある。

國ツ罪トハ生膚斷、死膚斷、白人、寄肉(以上ハ病氣なれども病氣をも醜きた罪としたものと見ゆ非常に潔癖ある人種なりしなり) 己が母ヲ犯セル罪、己が子ヲ犯セル罪、母ト子ヲ犯セル罪、子ト母トヲ犯セル罪、畜ヲ犯セル罪。

とあり、母を姦したり、娘を姦したり、妻を迎へて其妻の母までも姦し、妻に、先夫の娘あれば其娘をも姦し、人類のみを以て足らねば、牛馬雞犬の類の家畜

ほろびゆく女

までも姦する者があつたので、此禁誡の必要から祝詞の文字にも著はれたのであらう、武士道の盛んなりし時には武士たる者にして婦人に近づくは大なる恥辱であるといふので、男性の美少年を愛して義兄弟の契りを結び、寺院にては女子を入ること能はざりしより、寺小姓と稱する稚兒齧の少年を置き、女兒の其れと見擬ふばかりに、振袖裾模様様の衣袴を着けさせ、老僧の閨の伽を爲さしめたものであつた、雞姦の濫觴は此時からである。

高天ヶ原から下界に神々の降臨しました頃までは、下界に生まれし人類は男性よりも女性の数が超越して居つたのであらう、一夫數婦は當然の配合であつた、創始の世としては斯く無ければ急に人口の繁殖も出来ない道理であるから、生殖作用の爲めに恣うした配置が必要であつたかとも思はれる、女護島などいふのは神史想像の作であらうけれども、今日に於ても小笠原島や大島な

どに往つても、女から男を追廻はす風がある、況して高天ヶ原から下界に降臨した、大和民族の祖先たる當時の男性は、如何に下界の女流に寵愛せられたかは想像するに餘りある次第である、従つて一夫多妻は普通のこととして嫉妬などは念頭に起らなかつたものであらう、左れば須勢理姬命の歌に、

我大國 主命こそ男にいませば打見る島のさま／＼かき見る磯のさきおち
す若草の妻もたせらめ

とあるにても知るべし、然うして見ると一夫多妻は我國に古き歴史を有するのみならず、皇家の御歴代は申すも畏し武門武士の家に在りても血統尊重の主義より一夫多妻ならざるべからざる因縁があつたものと思はれる。

此故に歴代の將軍家を始めとして三百諸侯何れも妾を蓄へざるは莫く、其臣下たる者は之れを呼ぶにお部屋様の敬稱を以てし、正室に亞ぐの尊敬を拂つた

ものであつた、左れば之れを學べる藩臣も亦身分に相應して妾を置き、百姓町人と雖ども公然我家にこそは置かざれども、別戸を構へて之れを圍ふ者は珍らしからず、斯く上下を通じて一夫多妻主義を實行したる中には、榮耀榮華の妾狂ひもあつたらうが、中には子取と云つて子の欲しいばかりに置いたのもあつた、何故然うした必要があつたかといふと例へば將軍家は嫡出子（庶子をも含む）が無い場合は御三家（水戸、紀州、尾張）より養嗣子を迎ふるのであるが「御三家にも適當の男子が無い場合には執れにか男子の出生を見るまで、鎌倉時代の古例もあつて宮家を迎へて將軍職の補襲をなさねばならぬ、然うした虞れがあるので將軍家に於ける嫡子の出生は何よりも祝福すべき慶事であつた。

此掟は各藩の大名も同様であつて、繼嗣が無ければ家名斷絶といふのである

が、養嗣子を貰つて繼嗣を定むれば斷絶は免るゝけれども、滅祿して封を邊境に遷さるゝことは免れない、主家が斷絶すれば藩臣も浪人せねばならぬ、主家に世嗣の有無は主家の問題ばかりではない、自分のパンの問題にも影響することになる、左れば主君の正室に子が無ければ、縦ひ侍妾十人を薦めても是非生んで貰はなければならぬ必要があつた、之れと同一の理由に基き、藩臣にも子が無いと家名取潰しの憂き目を見るのであるから、正腹妾腹を問はず子の必要に迫られ、子の必要から多妻の必要も生じたのである。

子を生むといふことは斯の如く大切なることであつたが、儲子を産んだとしても女の子では用に立たぬ、戦國時代には固より泰平の世になつても、卒ぎ鎌倉と云へば槍一筋、君の馬前に討死するを榮譽とする武士の家には、女は無用の長物であつた、左らばとて子供は人爲で出来るものではなく、偶々妊娠した

としても男に仕様の女に仕様のも勝手に變更の出来るものでもない、然うとすると妾を抱えたところで必らず男子を出産するものとは限らない、一人で不安なりとて二人三人を抱えたりとも、其不安定なる點に變りはない、或家庭には本妻も子を産みしが女なり、甲の妾も子を産みしが女なり、乙の妾も同じく産みしが女なりと云ふが如き非運の人もある、然うかと思へば本妻に子無しとて妾を置くと間もなく本妻が妊りて芽出度男子を出生した、之れと相前後して妾も妊娠して同じく男子を出生したなど、云ふ、不必要重複なことになつて後々お家騒動の種を蒔くといふ幸福なやうで不幸なものもある、然かし意地悪く此種の家には好まざる女子の出生多くして渴望する男子の出生は甚だ低率なのが常である、何故此現象を示めすのか學理上未だ充分確定的な理由は得られぬけれども、東西大醫の實驗する所に依れば、夫は妻妾に接して性慾を縦にし疲

勞日に加はるに拘はらず、妻妾は情熱旺盛にして夫の衰弱とは反比例の傾向を爲すを以て、自然に強度の女性に化せられて女の子と爲るのが多いといふ、其説の當否は遽かに信すべからずと雖ども、斯く男子の出生が歓迎せられ女子の出生が厄介視せられた結果、愛に溺れて養育の方法を誤り、然かく珍重がつた男子を夭折せしめて、厄介視した女の子が、却て健全に成長するといふ奇現象をも生出するに至つた。

斯の如き經緯から一夫多妻が世の風潮を爲したのであるから、此當時に在りては正室正妻なりとて夫が妾を置くのを拒むことは出来なかつたのである。嫉妬の妻は婦徳の無いものと言はるゝが辛さに、表面妻妾平和を粧ひ、時には妻自ら美婦を見立て、夫の枕席に侍せしめ、我貞女ぶりを見するといふ切ない立場に在るのもあつたが然かし陽には怒る行動にも出るものゝ、不幸にして自ら

受胎すること能はず、我薦めた妻が妊娠するやうなことがあつてはと、苦悶懊惱するのは人情である、其結果競争的に夫の同衾を要求する、之れが爲めに夫は往々過癆症に陥り、衰弱の致す所終に妻妾共に受胎せしむる精力を缺き、其身却て早世する如き不幸を招く輩も少くない、歴代の將軍諸藩の大名など長壽を保つ人の寡かつたのは職として之れに是れ由るのである、殊に藩政時代の昔日に在つては權臣其權を専らにせんが爲めに、美女を求めて我養女と爲し、血に燃ゆる青春の頃を待つて未だ春を解せざる幼冲の主君にも之れを薦め、不成熟なる生殖器を人爲的に發達を促す結果、夭折早世を多からしめ、偶長壽の人も衰弱用を爲さざるに至らしめた。

父母の双方若しくは何れか一方が弱齡にして、其智識能力が未だ健全に發達せず、生殖機能亦不熟にして受胎準備の整はざる時の受胎は、其子大抵完全に成育する者鮮く、或は流産となり死産となり、然らざるも幼年にして死籍に入り、或は盲目聾啞等の不具者に非ずんば、先天的低脳もある、何れにしても健全剛發な兒は得難いと言はれて居る、大名の息子富豪の長子など俗に惣領の甚六といふのは、此等の原因から來たものであらう。

蓄妾の弊害は管に之れのみならず、夫のお家騒動といふものも大抵是れである、正室に嫡出子のあつた場合は、相續權は無論嫡出子に歸するのであるから、縦ひ妾腹に同年の子があらうとも、争ひとなる筈は無いのであるが、其れすら時として忌はしき騒動を起すことが無いでもない、正出の子を亡へば己が所生の子に順位が及ぶとなると、嫡子を亡ふべき種々の陰謀が行はれたり、妾腹に家督を奪はれんとすの掛念ある場合には、其子を暗殺せんとすの惡謀が企てられたり、妾と妾との間に各自我子を世に出さんとして起る騒動もあれば、當主を亡

ひて世子を早く世に出さんとの野望もめぐらされる、現今に於てこそ相續権の争ひは多く財産取得が目的であるが、其當時に於ける相續争ひは區々たる財産権が目的ではなかつた、將軍家などでは相續者は主君となり、敗北者は臣下となるのであるから、其利害關係が極めて重大である上に、其生母の権力も之れと消長し、參與した臣下の榮辱にも關するのであるから、其争奪陰謀が盛んに行はれたのは、必らずしも猜疑嫉妬の爲めばかりでもなかつた。

如上の事實は事實として記述したものであつて、必らずしも現代に之れを踏襲せしめんとするものではない、而かも現代の女流は猛烈に之れに反對するのであるが其反駁の要旨は恚うである、一夫多妻に非ざれば血統存續せずとなれば絶家するが可からうではないか、何が故に然うした不自然なことを做てまでも血統を尊重せざるべからざるか、凡そ人生は優秀の子孫を繁殖せんことを目

的とするのである、愚人の血を飽まで繼承して愚劣な人類を強て存續せんよりは、優秀な子孫無ければ其絶滅に任し、新陳代謝の自然法則に従ふこそ善けれ、縦ひ其家系は絶滅するとも、新たな家系が起つて文化的新社會を造り得れば目的は達するではないかと、賢愚の系統論は別であるが轉じて病的惡血統に應用すれば道理な議論とも言はれるであらう、譬へば天刑病系統であるとか、肺病系統であるとか、發狂の遺傳があるとか、不治症の微毒患者であるとかいふ者が、公益の爲めに自覺して生殖作用を絶てるが如きは、公德として賞讃すべきであらう、然かし之れが爲めに一般の血統尊重を閑却してはならぬ、憐むべき彼等が自ら祖先の祭祀を絶つを見て、社會が之れを賞讃し社會が之れを認容するのは、公益の犠牲と思つて忍ぶのである、此例外の一事を根據として血統混亂主義を鼓吹するは王道を解せざる者である、血統を尊重することを知らざ

る者には、皇室の尊榮なく、血統を尊重することを知らざる者には崇敬すべき祖先なし、皇室の尊榮を思はざる者に忠の心なく、祖先を祀らざる者に孝の心なし、忠なく孝なき者は亂民である、

愚系統絶滅論は、理論上から言つても其當れるを知らず實際上からは猶更行はるべきことではない、賢人の子必らず賢なりと謂ふべからざると同時に、愚人の子必らず愚なりとは判すべからず、兇暴清盛の子に謹厚小松重盛あり、然うかと思へば怯愚宗盛もあり、驍雄武田信玄の子に暗弱勝頼を出すかと思へば士民の子に智謀秀吉あり、大聖堯の子は愚物であつて痴漢劉は英雄忽必烈を生めり、賢不肖は必らずしも系統に由るとも言はれない、胎教にも在れば生後の教育にも由り、生活状態と境遇も與かつて力あるからである。

是等の研究を爲さずして、淺薄なる新陳代謝論を以て血統尊重を否認せんと

するのは大なる僻事である、人種改善社會向上は人類の義務であるが、改善は絶滅ではない、愚人の系統は潰せ、愚性の子は殺せといふならば、社會に改善も無ければ向上もない、況んや日本の國體として血統尊重は殊に重大事なるに於てをやである。

血統尊重を否認する彼等は又恚う言ふかも知らぬ、人種の改善と血統尊重とは相容れざる二個の問題である、人種改善の必要なければ乃ち已む、若し人種を優良ならしめんと欲せば先づ以て血統尊重といふ觀念を脱却せねばならぬ、眞鍮は如何程磨いても眞鍮である、眞鍮が黄金になるものではない、鋼鐵は如何に研いでも鋼鐵である、銀には成らぬ人の賢不肖は先天的である、教育を以て愚人を賢人にすることは不可能である、不可能でありとすれば鳶が鷹を産んだ例外を除くの外、愚人の血統は愚人を繁殖する、劣惡の人間は劣惡の血が子

孫に流れて終に改善の期は無いことに歸結する、故に文化向上を欲する人類は血統に拘束せらるべきものではない。

彼等が理想は腹は借り物として子取りの爲めに妾を蓄へた藩政時代の其れと正反對に、夫を幾人と定めず優良の男を選び喰ひする一妻多夫主義である、而かも社會の秩序を壊亂するの弊害は一夫多妻の蓄妾主義と同日の比ではない、換言すれば彼等が主張は混血社會を造り、獸道世界を造らんとする者と言はなければならぬ、天理人道は何れに存するであらう。

人類が社會を向上し優秀に進まんとすることは、斯の如く混血に立脚して得べきものではない、縦し得らるゝとしても其向上優良が何の誇りであらうか、同一血統の子孫が優秀に進んでこそ、人世の快樂でもあり、誇りでもあるでは無からうか、そも人類は進化向上の素質を備へて居る所の生物である、銅鐵の

如き千古の固定物と同一に論ずることの出来ないのは勿論である、蓋し生物たる人類の改造は己れを慎むことに因つて行はるべきものであつて、己れが血を清くして其子を生み、其子清くして其孫を生み、孫清くして曾孫を生む、斯の如くにして向上し、斯の如くにして優良となるのであるから、何等血統尊重に矛盾も無ければ衝突もないのである。

禽獸蟲魚を以て人類を律するとは、不穩當の如であるが、然かし生殖の狀勢には禽獸でも草木でも同一理の下に支配されて居るのであるから、之れを研究すれば大自然は一夫多妻主義に存することを窺ひ得るかと思ふ、先づ草木に就て見るに一朵の雄花は能く數朵の雌花を孕ましむる力を備へて居る、草類の中で最も生殖作用の強き麻、綿などになると一畝數千本の中に雄草一本あれば滿畝の雌草皆結實して綿、苧の實を生ず、又た瓜茄の如き一幹に兩花を生ずるも

のであれば一雄花を以て數十の雌花に配藕せられ其雌花皆結實するのである、樹木に就て見ると生殖作用の特に旺盛なものは公孫樹であらう、此樹は方一里に一本の雄木があると一里内に在る雌樹は皆孕んで銀杏實が生るのである、其他家禽家畜の類は日常目撃する如く一牡に配するに數牝を以てして充分なる繁殖作用を爲し、鯉、鮒、錦魚などの淡水魚族より、鯛、鰈などの鹹水魚族、蚤、蚊、虱などの昆蟲類まで吟味すれば一夫多妻ならざるは莫しである。

草木禽獸蟲魚に於ける大自然は右に述ぶるが如くなれども、偕高等動物たる人類は彼等と同一の比例を以て生殖作用を濫用することは出来ない理由がある、草木には花時があり、結實期があり、動物には交尾期があり、孵卵期があつて、性慾の發動期が一定して居るが、人類には定められた交接期といふものが無い、無いではないが極めて長期である、男子二十歳女子十七八歳にして生

殖機成熟し、是より男子は五十歳乃至六十歳、女子は月經閉止期まで約三十年乃至四十年間が其れである、若し此長期の交接期を濫用するとなると、性交中毒を以て斃れなければならぬかも知らぬ。其れ故に人類には之れを制限し之れを節制すべき理智が附與され其判斷に依りて多淫多慾を警しむるのである。

此見地から論斷して、男子が生殖目的の爲めに多妻を要求するとしても、其れは天然の法則に於て決して罪惡なりとは言はれぬ、然かし罪惡でないとしても、其も理性の命ずる所に従つて當然節制がなくてはならぬ、凡そ社會に棲息する人類は其社會の安寧を謀り秩序を保全するは當然の義務である、安寧を維持し秩序を保全せんとするには、公平平等調和といふことをも考へなければならぬ、一夫多妻が罪惡で無くとも、社會均等主義に背くとあれば安寧秩序の妨害でなくはならぬ。世界人口の統計で男女の數が大要平均して居るとすれば、一人

の男子にして數人の女子を擁するに於ては、或方面には一人の女子をも得られざる不公平を生ずることは數の觀易き處である、此計算から起つて一夫一婦が至當なりと假に定めて世界道德の大綱となつたのである、孔子曰一夫一夫庶人之道也矣。

然れども是は統計上男女の數が約平均して居るといふことを基礎として定めた机上の道德であるから、基礎が動けば其基礎の上に立脚したものは勢ひ共に動かざるを得ず、一夫一婦論も早晚大自然に支配されて或は異同の運命に遭遇するかも知らぬ何となれば、今日に於てこそ出生と死亡が男女均等を失はざるが故に此論據を維持し得らるゝのであるが、他日女子の數が著しく減じて、假りに男子の半ばに充たざる時代が來たら何うであらう、數字を基礎として定むる道德であつて見れば、多夫一妻を本位とせざるべからざることになりはす

まいか、然うした時代が若し來たとしたら其生兒は誰の子と定めて誰れが之れを扶養するのであらうか、血統を無視し家系を眼中に措かざる野蠻民族であれば、或は多夫一妻を是認して生れた子は抽籤で引取り、又は共同保育など云ふ新法でも立つるかも知らないが、苟くも倫理の何物たるかを理解した人類が果して之れを首肯するであらうか、然らば之れと反對の現象が來たら如何、女子の出生が多くなつて男子の數は漸減し、假りに男子の數が女子の半ばにも達しないやうになつたとしたら、怎うであらう計數を以て基礎とした人爲道德では一夫多妻を是認しない譯にはゆくまい、斯く論じ來れば男女同權論者の主張する一夫一婦論と云ふものも根柢甚だ薄弱なものと言はなければならぬ。

次は實際問題である、大體に於て男女の數が平均した今日に於てすら、實際に於ては女子の數が過剰である、數に於ては過剰ではないが配偶の上に見

一夫多妻は武家時代の常習であつたが秀吉の本妻公月尼公(幼名稱々)と別妻淀とは其關係を知らざる者は秀吉は淀君のみ専寵して居つたやうに思ふが事實は隠々にも秀吉は中々に敬意を拂つて淀君に命ずることは先づ稱々に通じ稱々より淀に命ぜしめたものであつた曾て小田原在陣の時淀君を招かんとて奥へたる自筆の手紙に

そもじにつゞき候ては淀のもの我等にきにあい候様
にこまかにつかはれ候まゝ心やすくめしよせ候よし
よどへもそもじより申やり人をつかばせ候べく候
淀と稱々との間は極めて圓滿にして互に相敬し妻妾の如き疎隔は無つたのである

第十章 夫婦關係(上)

原始時代に於ては固より何等倫理の羈絆もなく性慾の發動するまゝに互に其慾情を充たすに過ぎざりしが、斯くては女子は孕めども其子を養ふといふ方法もなく、男子としては何れの女を孕ましめたるか知るに由なく、互に寂寞と困難を感じる所より、遂に其對手方を擇んで配偶者を定むることになつた、是れが乃ち夫婦關係の基源である。

原始時代に於ては天産物も豊富であつた、熟して落ちた木の實を拾つて喫つても可し、淺瀬に游泳する魚族を捕漁し咫尺の間に徘徊する小獸を擒り、肉は食用に毛皮は被服用に供するにも多大の勞力を要することなく、氣候も中和にして生活上何等苦痛を感じなかつたのであるが、恚うした純朴な人類にも食

慾と色慾とは自然に發生する不可抗力であつて、此二慾を満足する爲めには働かざるを得なかつたのである、中に就て色慾のみは相熱する異性互に充たし得る便あれども、食慾に至つては日々其得た所を消糜し盡し、従つて消糜すれば従つて得ざるべからざるが故に、いつしか近所の物を取り盡せば、勢ひ遠くに之れを求めざるべからざる不便あるが上に、男女性交の結果として人頭は次第に増加し、要する所の食料は倍々缺乏して、勞資を要せざれば得ることが出来なくなる、殊に女人は受胎に因りて身體自由を缺くのみならず、分娩して産褥に在る間は、絶對に其活力を殺がれて自ら食物を採收すること能はず、其上ならず生れし子を養ふには容易ならざる勞力を要することゝて、智力體力の優勢ならざる女人一個では、到底乳兒を抱えて自活し得らるゝものではない、縦し自活し得らるゝとしたところで、相構ふて性慾を交換する時のみ快樂を共

にし、事終れば男子は責任なくして任意に去り、女人のみ其月より身が重く三百日が間苦しめられ、待ちに待つた分娩期の來りて産むは産みても、生れし其子は何人と共同の子なりしかを知ること能はず、已むを得ずとは言ひながら、其子を撫育することまでが、女子一人の負擔に歸するとありては、性交快樂の價値が餘りに不廉であり、不公平であるといふところから、自然に女子の制慾心を喚起して、若し身を許して性交を共にせんとする場合には、先づ對手方の男子に對して、永久に性慾交換を行ふに就ては、育兒の責任を分つこと、妊娠中は言ふに及ばず分娩の後と雖ども、生涯生活の資料は男子に仰ぐこと等の條件を定め、其かはり女子は柔順にして絶體男子に服従し、貞操を二三にすることなかるべきを誓ひ、男子は之れを諒として、此女子を以て自己の専有となし他人をして其丹田に指を染めしめざる以上は、生れし其子は自分の子と認めて

共に愛養すべく、此に始めて夫婦契約成立し婚姻なるものが社會に實現して、家族組織の根元を發生したのである、則ち知る男尊女卑の自然傾向は既に此時に於て發芽したることを。

近時婚姻を論ずる者は曰く凡そ結婚は戀愛を通じてこそ意義あれ、戀愛を経ざる結婚は結婚の本質に反するものであると、又曰戀愛とは男女相互の苦惱鍛錬の結晶物であつて、この男の他に夫として生涯を契るべきものなく、此女を外にしては他に妻として娶るべき女なしとの信念が、好惡愛憎に超越して絶對的境地に達したる力であつて、此力に依つて結ばれたる婚姻に非れば婚姻に非ずと、戀愛果して此論者の言ふが如く好惡愛憎に超越して永久に此男の外に夫たるべきものなく、此女の外に妻たるべきものなしとの信念が不變不易に持續さるゝであらうか、世間の血に燃ゆる青春の男女にして或場合に此信念の起ら

ざるものがあるであらうか、恐らくは情事成立の當時に於て此觀念の絶無な者は殆んど無いであらう、其れが或距離を隔て或時間を経過すると漸々稀薄となり、終には煙散霧消して跡を留めざることもなる、距離と時間の経過に消耗する者はまだしも、距離もなく歲月も多く經ずして水泡の如く消ゆる者も珍らしくない、其れは眞の信念が無く眞の戀愛で無いからであるといふかも知らぬが、此男で無くては夫とする男は無い、此女で無くては妻とする女は無いと考へたのは事實であり、其事實を戀愛だと云ふならば、此他に眞の戀愛が何處に在る、矢張り是れが眞の戀愛では無からうか、但し眞の戀愛と雖ども或動機には醒めもする轉換もする、水泡の如く消え煙霞の如く消ゆることもあるといふならば、戀愛を基礎とした結婚ほど果敢ないものは無いではないか。

然うした齟齬と矛盾を生ずるのは何が爲めであらう、或は戀愛と云ふ意義の

解釋に誤りがあるのでは無からうか、戀愛とは性慾に伴ふ一時的嗜好感情の發作であつて、決して永續不變性の者では無い、詳細に言へば戀は人を盲目にし人を痴鈍にし人を罪惡にする狂妄的發作であつて、理智の前には些の價値をも有しないものである、古今碩儒高僧に戀の無いのは之れが爲めであらう。斯の如く戀なる者は不純潔にして一種興奮したる感情の結晶であるから、之れを要素として結ばれたる婚姻は一たび其熱狂的戀愛が冷却するか、其戀愛が他に移動するか、若しくは終熄したらん時は、忽ちにして破れざるべからざる運命に會するのである、夫婦婚は萬世之始め也斯の如き薄弱なる基礎の上に立脚して成立したらんには、家族組織なる者も離合集散常なき果敢なきものとなり、延いて愛郷心も薄く愛國心も無く、社會に秩序倫理も容れられず、國家は防備を失ふて滅亡せざるべからざることにもなる。

然らば理性か曰く否

理性は無味乾燥の者である、社會若し理性の命する所にのみ走つて、清淨無味、高潔乾燥、不純物絶廢の世とならんか、圓滿もなく平和もなく、協調も望みなく、角と角との衝突常に免れ難くして、其間優美もなく慰安もなく、情けもなく、容赦もなく、殺風景の社會となり、諺に云ふ清水に魚棲まず、圓滿優美を熱愛する人類には到底生存し得らるゝものではない、然うなると縦ひ理智と相容れずといふとも、戀愛も無くてはならぬものとなり、性交も絶つわけにはゆかなくなる、此に注意を要することは戀と愛との區別である、戀は不純潔な熱狂的感情なるに引かへ、愛は純眞清淨な徳性であつて、廣く人類の融和に貢献するものであることの一事である、戀は理性と相容れないけれども愛は理性とも和合する、夫婦の關係に於ても戀は重要でないけれども、愛の存

在は極めて重要である、戀を中心として結ばれた婚姻は往々にして破るゝことあれども、愛を中心として成立つた結婚に破滅はない、繰返して言ふが世人の稱する戀愛は即ち戀であつて純眞の愛とは全く異つた意味であることを特に斷つて置くのである。

純眞の愛は男女の間にのみ分布せらるゝものではない。親子の愛を第一位として、兄弟の愛も、夫婦の愛も、博くしては他人に對する愛も、猶ほ博くしては家畜家禽に對する愛も、草木に對する愛も、無生物に對する愛も皆愛の一部である。

夫婦の愛は戀を加味して濃厚となり、戀は性交を欲することに依つて濃厚也。此故に親子の其れの如く純眞なること能はず、純眞ならざるが故に彼等が所謂ゆる熱烈なる戀愛も時と距離とに依つて稀薄となり、遂には消滅すべき時

期も來るのである、畢竟するに或時期に於て熱するのは、生殖作用を催進する前提の發作であるから、既に子を産めば愛の一部は分割せられて子に移るのである、而かも子を産んで後も尙ほ異性を戀するのは、猶ほ多く孕ましめんとし多く産まんとする所の作用に外ならぬのである、故に數子を産めば産むに従つて愛の分割愈よ多岐に涉り、戀に催進さるゝ性慾の發作は反比例に退縮して妻に對する戀愛も、夫に對する戀愛も漸々に薄くなる。

然るにも拘はらず或人は又下の如き論斷を下して居る、凡そ婚姻は性慾を充たさんが爲めの必要から起るのではない、性慾を除外したる戀愛が中心で無くてはならぬ、戀愛は神聖にして純潔なものであるが、性慾は劣情にして醜穢なる感情の發作であるから、之れを除外したる婚姻こそ神聖のものなれと、如何に理想なりとは云へ餘りに實際と遠ざかりたる空論では無からうか、世界廣し

と雖ども性交の伴はざる結婚あるべきや、性慾戀となり、戀性慾を催進す、是れが自然の情であり、又婚姻の目的で無ければならぬ、草木花開けば雌蕊は粘りある分泌を爲して、雄蕊の花粉花精を迎え以て實を結ぶ、禽獸蟲魚の如き劣等動物から、高等動物たる人類に至るまで生殖方法には異なる所があつても結局の目的たる生殖の効果は同一である。

人類としての生殖作用は優美なる快樂であると同時に貴重なる責務である、最劣等の動物昆蟲の中には單に生殖の爲めに生れ來たり、一たび生殖作用を終れば直ちに生命を終るものすらある、但し人類を除くの外性交に快樂を感じる者は少ないかも知れぬが、進化した動物には必らずしも快感が無いでも無からう、其れは兎も角も此天然作用が何が故に劣情であり何が故に醜穢であらう、若し戀を以て神聖なりと言へば是より發作する所の性慾も亦神聖なりと言はね

ばならぬ、戀愛が婚姻の要素だと云ふならば、性交も亦婚姻の要素で無くてはならぬ。

戀愛と性交を目的として成立したる結婚は其當座晝も簞笥の環が鳴り琴瑟相和する睦じさ、見る他人をして羨ましむるばかりなれども、斯の如き期間は一代之上より見れば一瞬間の樂事にして、互に親み深くなれば氣儘も出る、勝手な事も云ふ、時としては衝突も起るものゝ、衝突しても一夜過ぐれば忘れたる如く睦じくなる、然れども此状態も永く續くものではない、或歲月を経過して世帯關係が複雑になり、其間に小兒も出生して愛の幾分が此子に移り、性交の關係も、邪魔が入つたり、疲勞に眠つたり、妻の慾望に背くことが多くなると少し深甚な衝突が起り易く、一夜寢た位では回復の出來ない紛議を生ずる、初め慈愛深く見えた夫に案外冷酷な缺點が見出されたり、初め溫良に見えた妻が

假面剝脱して反抗的な女に變じたり、兎角相互の希望と相容れざる埒外に走り出で、遂に融和を缺くことになる、事の此に至るには種々の経緯もあらうが、結局戀愛至上主義と云ふ彼等熱狂者の思索に投じたる煽動的美名に酔はされ互に甘言を輕信して其核心に觸れず、醉情夢甘に前後を失した謬りである、前にも述ぶる如く戀は人を盲目にするものであるから、既に盲となりては對手方の何物をも見出すこと能はざるは當然である、盲目ならばこそ花の如くならんと夢想し、熱狂したらばこそ球の如く玲瓏なるべきを夢みたれ、戀愛の熱狂漸く冷却し性慾の興奮も年齢に壓せられて減退し、盲目漸く明を復するとなると此結婚の破るゝのに不思議は無い。

加之ならず現代の如く滿天下の女が狂狀に陥つては新家庭を造つたところで圓滿が保たるべきものではない、天は二個の平等なるものを造らぬのが法則

である。何者を見ても優劣の無いものは無いのが其れである、言ふまでもなく夫は優者で妻は劣者であるから、劣者たる妻は優者たる夫に服従すべきは數の然らしむる所である、天は之れに服従し易からしめんとして、智能を低級に附與し身體を柔弱に組織されたのである、低級ならばこそ服従する、服従すればこそ扶養される此道理から言へば女の低級は寧ろ女を幸福ならしむる天恵である、妻となつて家庭を融和し、夫を偉大ならしむる内助の功と云ふのは服従が生む美果である、女は生れつきの高慢を捨て身も心も投げかけて愛して呉れと夫に縋るのが、己れを生かす唯一の方法である、而かも之れを是れ悟らず劣者の身を以て服従の天命を忘れ、優者に咆哮して其扶持に離れんとす、實に思はざるの甚しきものである。

荒みゆく家庭の幻影を捉らへ來たれば數限りもないことであらうが、此に著

者が知れる一家の有様を一例證として掲げて見やう。

知人の姓はMと云つて某會社の社員俸給は百五拾圓帝大法科の出身、細君はお茶の水出身で才媛の譽れ高かつたK子、舅姑は共に六十歳以上の老夫婦でM主人の實父母である、M君とK子さんの間に女の子Bさんが、一人あつて本年三歳の可愛氣盛りである、ハルといふ一人の家婢を召使つて家賃は三十五圓であるが家計は甚だ裕でない、是も毎半季に會社から貰ふ賞與金が可也纏つて這入るとは云ひでう、其賞與金が手に入るまでには、ヨリ以上の借財が手を延ばして待つて居るから頼と身につかない、次の賞與金を貰つたら是も買つてやる、あれも拵へてやると、豫約だけはしても借賞與月になつて見ると豫約履行は倍置き、買掛りや時借りや、其上ならず時偶妬ましい細君の眼を忍んで失敬した待合料理屋の拂もあつて、却々引足らない、豫約は常

に不履行に終る、恚うなると細君の御機嫌は頗る斜めである、良人に當るが足りないで舅姑にまで當り散らす、舅姑も昔日ならば嫁入りを目課の如くにして膳の上げ卸しにまで小言を言ふ立場に在つたものだが、今は反對に嫁の機嫌を損すまじとて戦々恟々たるものである、月給は少額であつても奉職して居る會社の信用で呉服屋にもバスが利くから、強ち賞與金を引當にせずとも、着る着物は相應に出來て居るのであるが、細君の虛榮心には際限がない、臍を得て蜀を望むとでも言ふか、限定のあるバスの範圍では、到底此細君の満足が買はるゝものではない、

主人は餘り多くの酒は嗜まないが、細君は場合によると主人と對等以上に飲む、葡萄酒は滋養だとあつて常に絶らしたことなく、ウキスキー、ブランドーも茶棚の上に陣取つて居る、牛乳は朝夕二回小兒の分と共に四本宛、主

人は飲まないが細君は二本宛召上る、ツイ近所に公設市場はあるが、決して日用品の買出しなんか細君の出馬を見たことは無い、萬事出入の御用聞に註文、偶に主人が會社戻りに牛肉でも買つて來ると却て不機嫌、

「所夫止て頂戴よ見つともないからサ、自分で買つて來ないからツたつて陽春亭が毎日廻つて來るぢやありませんか、洋服を着けて牛肉：：能く然んな外聞の悪いことが出來たものネ、所夫は構はなくツても妾が嗤はれるぢやありませんか」

と言つた調子、野菜一把買ふにも、魚一尾註文するにも、若し姑でも口を出せば、

「あなた隠居ではありませんか、隠居なら隠居らしく黙つて見て居らッしやい」

と詰付る、舅姑には家婢ほどの權利もない、彼等は小さくなつて孫の守が専業である、細君の日課と言へば朝起きると先づ新聞の三面、主人公は靴を磨いたり、刷子で洋服の塵を掃つたり、食事が済んで出勤すると云つても、送り出すでも無ければ下足を直すでもない、却て昔日氣質の舅姑は必らず、お早くお歸りと送り出すのが常である。

新聞を読み終ると鏡臺の前に陣取る、家婢が助手を命せられる、七三の髪が結ばつてお化粧の出來上るのが約三時間、七道具を取揃えて洗湯に出かける是れが又一時間、お歸宅になつて復び鏡臺に對つて再化粧、是れが又彼是一時間、愈よお氣麗に出來上つて御衣裳替、是にも無論家婢の手傳が入る、サア遅くなつたと他の知つたことのやうに小言たらしく、

早く傳を命ておいで……………

主人公は徒歩だが細君は遠近に拘はらず宿俵!!

大風一過山嶽鳴動の雷電もおさまりて跡は老夫婦の世界。

和女は何かといふと時勢々々と云ふけれども我家の嫁位の氣儘者が然う澤山あるものではない、大たい粉が莫迦だから仕方が無いが、丸ッ切嫁の尻の下に敷かれて居るのだから。

だつて其れが當世ですもの、粉だつて可愛想ですヨ、一昨夜も夜を更かして歸宅たといふのでアノ騒ぎでしやう、其れは粉だつてあなた、偶には交際で那んなところに往かないとも限りませんワ、良人などの若い時は怎うでした、毎日毎晩入浸りで、モウ御歸宅かお歸りかと夕の御飯も喫かすに待つて居ると、待ち呆けサ、其れも偶のことでもあらうか毎晩……コレ、何も粉のことから俺の糊卸までせんでもい……

だつて然うですもの……冬ハ寒からうと思つて火桶に寢衣を掛けて……コレもういといふに、何んだつて今時分に莫迦なことをですけれども、其れは妾が苦勞つて無かつたですヨ、三十日が来たツて支拂が出来るじやなし、又しても敷居の高い實家に往つては無心を言ひ……其れに比較ると今の嫁などは結構なもので滅汰に月に一度も家をあげたことがあつたはなし、月末の拂ひが足りないといつて、其れは皆んな嫁のあれですヨ、それを怎うでしやう粉に喰つてかゝつて……だからサ、粉が莫迦だと言ふのだヨ、何も持參金附の嫁ではあるまいし、敲き出して了へばよいでは無いかそれが鼻垂らして出来ないんだ。叱ッ、良人、ハルが言ッ告げますヨ、大きな聲をして……

此時玄關前に激しき電鈴の音がして

ほろびゆく女

おかへり——

細君の手には買物の紙包が二ツ三ツ

奥様お暑かつたでしやせう

とハルは團扇を持つて背後にまはつた、此家婢却々の氣轉者、旨く胡摩を摺つて半襟のお古でもせしめやう下心。

奥様が御不在だと眞實に寂寞う御座いますヨ。

誰れも來なくつて

S様が入らツしやいました

Aノ高利貸の畜生又來やアがつて……何んと言つて……

御不在だと申しましたら、主公の不在は分つて居る、夫人はと申しますから、奥様も御不在でなければ御歸宅になりませんと申しますと、何處に

おいでになつたノ何んノと訊くので御座いますヨ、何處だか存んじませんが多分御親戚の所にでも往らしたたので御座いませうと申しましたら其れでは仕方がない明日の午前中に伺ひますからと申して歸りました。

では又明日來るかねへ蒼蠅いネ、主公の在宅の時においでと言つてやればいゝのに

奥様申しましたノ、然うすると怎うでしやう、憎らしいじやありませんか、主公に幾たび言つたつて能簾に脛押だ、細君を捕へて談判を做無くつちやアだつて……

マア然んな失敬なことを言つて、主公は眞實に意氣地が無いのだからネ、萬事妾が手に掛らなくつちや治まらないのものをウンザリして了ふ眞實に奥様はお骨が折れますのネ、其れでも敲き出せなんて言ふ人もある

のだから……

と聞えるやうに聞えないやうに口の中で言ふ

ナニ妾を叩き出せつて誰が然んなことを……

と言ひかくるを家婢が手をふつて眼顔をして窃と老人夫婦の室を指して頻りに手をふつて見せる、細君憤るまいことか

午後五時を過ぎた、雑沓ふ電車に吊下つて流汗淋漓で主人のM君歸つて来た老人夫婦は例の如く出迎へるが、細君は振向いても見ない、M君は常の事として、又低氣壓が來て居るな位に、思つてズツト居間に通つて取敢えず上着を脱ぐ、細君が歸ると團扇を持つて背後に廻はる家婢も知らぬ顔をし居る、姑は見かねてBを抱きながら隻手で煽いでやる。

暑かつたらうネ今日は又別段であつた、會社も暑いことであらう

イエ會社は割に風通しが良く、其れ程暑いとも思ひませんが、何分社用がたてこんで居るものですから……

然うだらうとも、家で遊んで居つてさへ是れだもの、仕事を做ては堪らない、マア早く浴衣にお着替なさい、ハル呆然見て居ないで金盥に冷たい水でもとつてお上げ

お姑さん妾がついて居るから、宜御座んすヨ、何時叩き出されるか知らんが其れ迄は妾が指圖しますから、お姑さまのお世話にならなくつても……無禮な態度、突慳貪な詞、寢身に水の主人公は何事の起りしとは知らねど、實母の手前黙つても居られず

何を言つて居るのだ和女は……

何をじやありませんヨ妾は敲き出されるのですから、日が明日来るさうで

す、貴郎會社を休暇で應對して下さい、ア、口惜しいバツ／＼

コリヤ何をする莫迦ッ、全體何を憤つて居るのだ、俺には少しも解らん

青天の霹靂一家動亂、舅姑に孝なく、夫に敬なく子に愛なし、斯の如き家庭

なればこそ、負債は日に月に増加し、細君の歡心を買はんが爲めに心ならず

も保管金に手がつく、失れかあらぬか幾許ならずして解職、今此一家は何國

にか棲みけん。

天に二日なく、國に二王なし、一家亦宜しく斯の如くなるべし、夫唱婦和は齊

家の大本なり、男女同權の家に豈平和あらん、男卑女尊の家に融合あらんや。

* * * * *

第十一章 夫婦關係(下)

妻は永久に心身を夫に捧げて其子孫の繁殖を謀るべき責任を負ふことに依つて其地位身分資格が得らるゝのである、勿論法律上では多妻を認めないから妻は一人に限り戸籍に登録せらるゝ特權があり、夫死して子無ければ假りに家名を相續するの權利も附與されて居るのであるから、入籍の必要なることは言ふまでもない、然かし事情あつて入籍し得ざる者と雖ども、事實に於て妻であれば其夫と妻との間には入籍した妻と何等の差異はない、唯法律上相續權が認められないまでである、漢土では聘すれば妻となり奔れば妾となるといふのであるが現代では聘すれば妾となり奔れば妻となる方かも知れない、何となれば家婢を雇ふすら至難な今日であるから、妾としてと云へば提出條件も低廉では無

ほろびゆく女

からうし、俸給から解雇手當まで相應に多額な支出を契約した上、幣帛を備へて虚榮心を満足せしむるに非れば應ずる者は無いであらうが、其割合に妻の方は簡單なもので少しく深甚に戀愛至上主義でも振舞はせば、却て難作もなく自由結婚が整ふかも知らぬが其かわり心身を夫に捧ぐるといつても永久に捧ぐるのではなくして、結婚當時戀愛熱の燃ゆる間のみ捧ぐるのであるといふかも知れない、勿論長年月の事であつて見れば其間一家に幸不幸が無いとは言はれぬ、初め貧賤にして後富貴なるもあり、初め富貴にして後貧賤なるもある、其富貴と貧賤と幸と不幸とに依つて志の變更するのは寧ろ當然の事であるに、其れを一貫せよといふのは、時代錯誤だといふであらう。

其れでなくても彼等の多くは結婚以前に於て處女の神聖を保つこと能はざりし者である、虚榮に憧憬れて多くを期待し其期待の爲めに結婚したものである、

性慾戀愛の一次的熱狂に浮かされて、之れを癒さんと嫁に來た者である、性交を貪ぼる結果或場合には貞操を二三にすることを辭せざる者である、戀愛の轉換に由つて明白は對岸の花たらんとする萍草の如き者である、一朝人生の波瀾怒濤に遭遇して其虚榮心を満足せしむること能はざる境遇に落んか、本來榮華を夢想して結婚した彼等である、榮華の目的が達せられぬとならば、結婚の目的も喪失した譯である、何を苦んで夫婦關係を緊屬する必要があらうと言ふかも知らぬ、性交戀愛の一次的熱狂も畢竟虚榮に伴つての感情であるから、物質上の優勢者、成金の財産状態にある間こそ夫の人格が偉らくも見え、好男子にも見えて、熱烈な戀愛を捧げたものも、尾葉打枯らして虚榮に満足を與へられなくなれば、如何にも見素亡らしい附甲斐なしの男にも見えて、戀愛の熱狂いっしか冷却する、此に於てか姿色ある者は其姿色を恃みとして、去つて榮華を

他に漁らんと欲し、姿色なきも稍高等の學科を修めし者は、其學歷を鼻にかけて理想の後夫を嚙き出さんとす、再婚苦しからず、三婚四婚も亦恥づる所にあらす、由來艶麗にして貞操、博識にして恭謙、婦徳完備の者尠きは古今の通弊なりと謂ふと雖ども、去り逆は又輓近の婦人の獸行は憤慨に耐えられない次第である。

現代の女流中にも腦の皺壁こそ少なければども、其皺壁の有らん限りを回轉させて、相當に名を成したる所謂ゆる才媛も少くないやうである、然かし其詰込みたる文藝學術は徒らに虚榮を飾るの裝飾具にして、錆たる鐵に金鍍金を施したるに異ならず、精神の修養には些の効力をも認めることが出来ぬ、古來から我國女子の文藝絲竹管絃の枝は其人格品位を高尚にし、婦徳を涵養するといふ目的の下に修められたものでは莫く、諺に云ふ賣物には紅をさせとやら、賣

らんが爲めの福引景品たるに過ぎぬ感がある、女流文學の盛時は何と云つても藤原氏攝關時代であらうが、此時代に於ける父兄の心理状態を穿つて見ると女を宮中に奉仕せしめて、更衣、女御中宮と其出世を祈ると同時に、其縁に縫がりて外戚の威を振はんとの野望に出る者多く、降つて武家時代となりても同様の理由に依りて、或は將軍家に侍妾たらしめんとの爲めに、或は藩主の枕席に侍せしめんとの爲めに、左なくも我家よりも祿高多く、格式高き家に縁組せんとする爲めに、語を變へて之れを言へば、女の淫賣料を高からしめん爲めに教育するのであつて、其心事の陋劣なること巷間に出没する淫賣婦と何等異なる所は無い、唯市井に出没する淫賣は一夜の情けを切賣にして、若干の物資に換へんとするのであるが、是れは權勢を得んとし、位置を得んとし、富貴を得んとするに在りて、價の高い長期(生涯)の淫賣たるの差あるのみ、此見地よりすれ

ば御臺様も奥様も、細君も妾も、女は淫賣なりと言ふことも出来ないではないけれども、其れが淫賣と卑しませずして、夫人と敬まれ、奥様と敬まはれ、細君と崇めらるゝには、其尊稱と敬意に對する深甚な價値が認められねばならぬ、深甚の價値とは何ぞ、貞操であり、婦徳であり、永久に心身を夫に捧げて野心なきことである、古來才媛と呼ばれる者必らずしも婦徳ある婦人に非らず、美文家、藝術家必らずしも婦徳ある婦人とは言はれぬ、寧ろ才色あり文藝ある婦人に不身持不行狀の者の多いのは通弊である、夫の清少納言の如き紫式部の如き、其著作枕草紙、源氏物語等に依りて大に名を成したる者を始め、當時此外にも大隅守時用の女に赤染衛門あり、和泉守道貞の寡婦に和泉式部あり、和泉式部の女に小式部の内侍あり、伊勢祭主大中臣朝臣輔親の女に伊勢大輔あり何れも宮中の文豪として盛名を馳せたる人々なれども、私かに其暗黒面を窺へ

ば、一紫式部を除くの外貞操に缺點あらざるは莫く、歌聖と言はるゝ小野小町には私生兒さへあつた。

近代の婦人の不貞問題は數限りがない、寧ろ不貞を數へるよりも貞操の婦人を數へた方が早いかも知らぬが、世間に周知せられざる者は特に之れを發ばくことを避けて、其著しき者の一二を擧げて見やう、著しきもの、第一は今を距ること三年前、時の樞密院副議長伯爵芳川顯正の娘で養子寛治の妻鎌子が、芳川家召仕ひの自動車の運転手たる某と千葉縣に墮落して鐵道情死を謀つた事である、其此に至るには寛治には情婦があつて外泊するを常とし、鎌子を虐待しないとしても、寂寞の孤閨を守らしめたと云ふ事實が招いたのかも知らぬ、然かし夫が放蕩にして外泊するからと云つて、妻が奸夫を持つてよいといふ道理は固より無い、鎌子は實に不孝不貞の淫婦と言はなければならぬ、然る

に幸か不幸か對手の運轉手は即死したが、鎌子は刎ね飛ばされて負傷したまゝ、生命を取止めた、報到るや時の警視總監岡喜七郎は夫寛治を伴ふて自ら現場に急行し、數日間職務を抛棄して其看護に従事した、蓋し人命を救助することは警視總監たらずとも人世の美事ではあるが、芳川が樞相である爲めに不貞の女鎌子が自殺未遂に、警視總監が職務を輪越しての努力は甚だ見苦しく感じた、少くも官職を私事に濫用したといふ嫌ひは免れなかつたであらう、轉じて夫寛治の動作に至つては何と評すべきか、應さに其れ現代の腰被男子の標本では無からうか、如何に小糠三合の犂養子の身分であるとは云へ、女房に姦通され逃亡されて果ては情死、其れを汚面々々出迎ひ治療、氣骨ある男子の風上にも置けまい。

鎌子は父顯正の上を憚つての遠慮に、芳川家に歸ることは許されなかつた、

けれども何人の庇護かは知らず手厚き治療を受けて間もなく平癒した、彼れに一點の良心あらば前非を悔いて煩惱を解脱し謹慎以て餘生を送つたであらうに、何事ぞ人もあらうに又しても他の運轉手と私通し、之れと同棲すると問もなく病歿した、佛家をして之れを論せしむれば前世の因縁とでもいふであらうが、淫婦の彼れとしては濡れぬうちこそ露をも厭への自暴自棄であつたらう、何れにせよ恚る不倫の女一人亡びゆくは問題に非らずと雖ども、之れに對する社會の反響は等閑にする譯にはゆかぬ、當時の新聞紙が徹頭徹尾彼れを記するに鎌子夫人の尊稱を以てし、最後まで敬意を失はざりしことを記憶せよ、他を言はずして世に道義の廢れたるを證し得て瞭然たるものあらん、新聞紙は社會の木鐸であるといふ、現代の木鐸は斯くも無學無識なものであらうか、斯くも道義觀念の痲痺したものであらうか、鎌子は慥に社會腐敗の先鞭者であつた、

時の新聞記事は儘に腐敗の提灯持であつた。

次に魔道に出發したる者を柳原燐子とす、言ふまでもなく柳原家は名門であり、光榮の歴史を有する縉紳公家である、燐子は其姫君として又白蓮女史として名聲を博した歌人である、石炭擔から物質的に成功したとは云へ、伊藤傳右衛門とは提灯に鈎鐘以上の不權衡である、其不權衡で而かも年齢にも夥しき差異のある傳右衛門と白蓮との結婚は一の悲劇として世の視線を惹いた、柳原は名門ではあるが財政窮乏は此名門の光榮を維持すること能はざるまでに迫つた、其時其際伊藤傳右衛門との結婚が成立したのである、金爵結婚も結婚と云へば結婚であるが、其實は一種の身賣である、其間の事情を察する者は燐子の犠牲を憐ますには居られなかつた、之れを憐むの餘り金力を以て名門を覗ふ傳右衛門の横暴を憎まない者は無かつた、燐子に同情のあつまる所其詠歌も實質

以上に賞讃され筑紫の歌人として、一世を騒がした。

燐子の結婚は斯の如く悲しむべき事實であつたには相違ないが、其れは燐子も得心の上のことであつた、傳右衛門の人格者にあらざることも、眼に一丁字もない野人であることも、明らかに知れ渡つた事實であつた、其知れ渡つた事實を知りながら傳右衛門に適けるが故に人が其心事を悲んだのである、燐子若し身の不幸を觀念して、歌詞詩壇に憂悶を遣りつゝも身を筑紫に終ふれば或は不幸なる歌人として後代までも世に景慕せられたであらう、而かも彼れは之れを裏切つた、傳右衛門の人格低級なることや、趣味の一致せざることや、性交の繁からざることを理由として愛を圏外に私した、終に家を出で、情人の許に奔つた。

彼れが心理を解剖すると慙うであらう、妾は名門の出、歌人としても多く得

難き才媛である、彼れ何者ぞ今は僥倖にして悪銭を得たりと雖ども、眼に一丁字なき低級の労働者、縦ひ一日たりとも妾を妻と呼びたることは金銭に替えられざる彼れが光榮である、況んや幾年間彼れに操を弄ばしめたり、當初柳原家を救済したる財寶、幾十倍の價値ある報償を拂ひたり、妾は今より愛に活きんとするなりと、彼れが心理は全然淫賣である、歌神としての價値何處にかある。

彼れは破婚後に於て私生兒香織を生めり、出産の時より遡つて起算すれば其受胎は伊藤傳右衛門の妻たりし時に於て成されたり、而かも別府温泉に夫と共に起臥したる時に屬す、當然伊藤傳右衛門の嫡子たらざるべからず、然るに傳右衛門は之れを否認して訴訟を起せり、其主張する所と醫師の證言する所を綜合すれば、傳右衛門には生殖能力なしと云ふのみならず、奸夫宮崎龍介も

憶面なく以て我子と爲せり、判決未だ確定せずと雖ども事實に既は明確なり、燵子の破倫素より憎むべく其淫賣根生卑しむべし、而かも宮崎龍介の悖徳亦恕すべからざるものあり、彼れは帝大法科の出身にして現に辯護士の職に在りといふ、朽ちたる木をば雕るべからず冀土の牆は朽にすべからず、彼れ腐腸漢は論外なり、然れども彼れは東京辯護士組合に籍を有せり、平素屁のやうなこともにも權利義務を振廻はす東京組合の辯護士諸士よ、彼れが如き明らかな破倫行爲が諸士の眼には映せざるか、映すれども怠漫にして不問に措かるゝか、其れとも現存する辯護士組合規約は辯護士の體面を傷けても除名懲戒を行ふの正條なきや、若し規約が不備にして之れを處分し得ずとならば、速かに之れを成定すべきでは無からうか、事は宮崎龍介なる一不徳義漢の行爲に屬せり、而かも、之れを不問に措くとありては東京組合辯護士諸氏の道義觀念を疑はざるべ

からず、著者は今日までの経過を見て諸士の頭腦は健在なりや否やを問はんとする者なり。

燁子が破倫と前後して社會の問題となりしは三浦環であつた、彼れは聲樂にこそ天才と稱せられたれども、其素行は當節柄御多分に漏れぬ淫婦である、初め三浦某といへる醫學士に私淑して其妻となつたもので、燁子の犠牲的結婚とは同日の比ではなかつた、然うした経緯があるに拘はらず、其戀した三浦と愛に離れて更らに金毛碧眼の情人と手を携えて海外に飛び去つたのである、其去らんとするや夫止むれども聽かず、老母諫止すれども肯んせず、鼻毛の長い三浦は然らば共に海外に往かんとまで求めたれども之すら承諾を與へず、以爲らく吾は世界的藝術家であり、聲樂界に於ける公人である、渺たる一介の醫者風情が此大家を妻と呼ぶだに光榮であるに、其光榮に満足せずして妾が渡航を制

止せんとするは自己の尺度を解せず公私を辨せざるも甚しいものであると、遂に母を振捨て夫を置去りにして海外に去つた。

彼れは貞操が婦人の生命たることを解せざるものであり、家庭が國家の基礎たることを眼中に措かざるものである、一切の夫婦關係を十露盤に彈き、料金に相當したる淫賣を果せば能事終れりと爲す所の陋劣なる淫賣婦である、

有島武郎なる者あり、文士社會に想應の名を成し、人格も可なり認められて交際も少なからざる者であつた、此者何日の程にか波多野春房の妻秋子なる淫婦と私通し、終に輕井澤の別荘に於て情死を遂げた、武郎には七十餘歳の老母もあり、十三歳を頭に三人の男の子持である、妻は先年死して獨身の閨寂寛しく波多野の妻秋子が戀愛至上主義に共鳴したるを縁に遂に此醜狀を演じたのである、彼れは分別盛りの四十男である、誤て斯の如き非行を爲したるを悔い

一死以て社會に謝するといふならば或は其死に同情する所もあらう、彼れは遂に悔ゆることを知らざりし、臨終の時になつても一言母に對して非行を詫ぶるでもなく、社會に對して其不始末を懺悔するでもなく、死の刹那まで兩人歡樂の談笑を續けて居るなど、お安くない所を遺書に認めたなどは全くの狂人である、死を以て歡樂と思ふならば死ぬることは彼等が勝手であるが社會の風教を害するの罪は醜骸に鞭打ち市に棄つるも猶ほ憐らざる者である、されども又靜かに思へば不孝の子ほど可愛く、不悌の兄でも肉親は肉親であるから親族打集ふて葬儀を營むは然ることならんも、何事ぞ公德上の此大罪人たり正義の上の此背反者を葬るに如何に私交ありしとは云へ當代の紳士名流之れに會葬して其儀を盛んならしめしとは、恰も彼等が悖亂の行爲に共鳴し、風教壞亂の行爲を是認するの裏書爲すに異ならず、思はざるも甚しきであるまいか。

更らに驚くべきは社會の耳目を以て任ずる新聞記者が彼等悖德者の此天刑(情死)を記するに方り、其文字に敬虔の意を表し戀愛至上主義から死の歡樂に移るは當然の歸結なりなどと、彼等が天罰の死刑を敬吊するが如き筆致を各まざりしことである、由來現代の新聞記者に道德仁義を解する者鮮きは此一事に止まらずと雖ども、是は又餘りに方外な脱線ではなからうか、其れと是れとは事異れど新聞記者の旨味を序ながら指摘せんに、朝鮮人中には世界の大勢を知らざる頑迷の徒があつて動もすれば故國の獨立を夢みて陰謀を企つる者がある、彼れが頑迷は固より憎むべしと雖ども地をかへて考ふれば亡國の民たる彼等が境遇亦大に憐むべきものである、其行爲に對しては之を罰するに假借すべからず、其心事に對しては同情一滴の涙ありて可なりである、而かも今日の新聞記者は一點同情の心なく、慨世憂國の志士も破廉恥の兇漢惡徒も同一視し不

逞鮮人の名の下に往々峻酷なる侮辱の言辭を與ふ、彼れが王化に沾はざるは主として當局撫民政策至らざるにも座するであらうが、柳も亦國民の言論を代表する新聞記者が温情一滴の涙を有せざるにも原因せずんばあらずである。

斯の如く鮮人に對し秋霜烈日の筆を弄する新聞記者は、社會風教の壞亂者たる天罰の受刑者有島武郎波多野秋子に對しては却て敬意を拂ふのである、矛盾と評せんか轉倒と申さんか、世に不可解なるものは現代の新聞記者である。

新聞記者攻撃の爲め論旨が漸く横道に外れたやうであるが、是より元に復つて夫婦關係最後の斷案に移らう。

前章に述ぶる如く夫婦關係は生殖が主であるから従つて此兩者の間の鑑となるところの子の教育が、兩者の責任であることは今更の如く言ふまでもない、男の子を生むか、女の子が産るか、其れは天の配劑に依ることであるから、

人爲を以て左右することは出来ない、けれども女の子にせよ、男の子にせよ、生殖的後繼者を生産する上に就ての効力には大した差異は無い、幕政時代相續男子ならざるべからざる時代とは異つて、今日では男女に依つて痛痒を感じることは極めてうすく、強て言へば男の子ならば父母から直接に社會的の用を爲し、女の子ならば間接に用を爲すといふ差があるだけのことである。

生理學から言ふと子の體格形容は多く男の親に肖て、嗜好感情は女の親に似る者と見做されて居る、何うして體格形容は男子の親に肖て嗜好感情が女の親に似るかと云ふと、子が胎内に在る間は其血液が母と共通であり、其感動も直通であるから、母の日常接觸する者に形容から體格までも肖るのである、故に奸夫の子でも往々にして本夫に肖ることがある、奸夫とは或機會が無ければ接觸することが出来ないが、本夫には朝夕親接するからである、姦婦にとつては

至極都合のよい話であるが、本夫としては頗る迷惑な問題である、其れはまだしも時としては本夫の子でも其面貌が同居の雇人に似るとか、昵近の親戚に似るとか云ふこともあつて、節操の妻が疑はれるなどの悲劇もある、幕政時代に或藩士が參觀交代に藩主の供で一ヶ年江戸詰を命せられ尙だ浦若き妻を残して出立せしに、出立前に受胎した妻は夫の不在中に月満ちて玉の如き男の子を産んだ、ところが其子が不思議にも夫には肖ずして夫の従弟某といふ好男子に瓜二つであつた、夫江戸より歸りて無事の産産を喜んだけれども、其子が従弟に肖て居るといふところから妻の貞操に疑ひを懐き何となく心に暗い影がさした操正しき妻は之れを無念に思ひ、身の潔白を示す爲めに自害して相果てたといふ悲惨な實例もあつた、是れは受胎後夫は遠き東都の空に在りて朝な夕な顔見る機會もなく、現今の如に寫真と接吻することも出来ぬので、却て不在中の特

みに思つた従弟某に面貌が肖たのであらう。

妊娠中節穴から火事を観ると其子に赤痣が出来ると、昔日から云ひ傳へたり母の観るもの聴く者、精神に衝動を與ふるものは必らず胎兒に影響するといふことを閑却してはならぬ、勿論子の精神は多く父の系統の遺傳を受くる者であるが、感情嗜好は多く母の系統を遺傳するのであるから夫婦性交の正しからざるべからざるは言ふまでもなく、既に受胎せる以上は胎教といふことも頗る重要なことである。

列女傳曰古者婦人妊子 寢不側 坐不邊 立不蹕 不食邪味 割不正不食 席不正不坐 目不視邪色 耳不聽淫聲 夜則令誦詩道正事 如此則生子形容端正才過人矣

とあり、寢るにも側よつた寢態をするな、坐するにも立膝をしたり投げ足をし

たり、立つにも物に凭り掛つたりしてはならぬ、普通食物と定まつた物以外に食ふな、割の類れたやうな腐敗に近い物を喫つてはならぬ、目に嫌な物を視るな、耳に淫れた唄など聴くな、夜は警覺に命じて詩を誦し正しい物語をさせて聞け、箇様にすれば生れた子は身體容止が端正で畸形兒や不具者が無いのみならず、才智も人に優ぐれた子が出来るといふのである。

昔日から神の申子といふものに驚才な者もなく、盗兒や不良少年少女などは無い、秀吉は尾張國中村の土民の子であるが、其母日輪懐に入ると夢みて妊つたといふことが歴史に見えて居る、神の申子といふのは子を授かるべく神佛に祈願して得た子である、神佛に祈願するといふのは少くとも眞摯な清浄な心である、此心を以て枕を交はし其結果受胎を見ただのであるから、奸夫姦婦の野合や賣婦遊女との性交で出来た子のやうではない、比較的正しい生殖作用の効

果と言はなければならぬ、其上ならず神佛に祈願して授つた子であるといふ觀念から妊娠中の謹慎もある、自然的に胎教の道にも協ふ。日輪懐に入ると夢みて孕んだ秀吉の母も、日輪が胎つたのであるから此子は大人物となり英雄となるであらう、必らず人の上に立つて天下を治むるほどの器量人となるであらうとの信念が、明けても暮れても母の心を去らなかつたので、秀吉の如き英雄と生れたのであらう、母の胎内に於ける感化力は實に偉大なものである。

憊うした見地に立脚して、現代の夫婦關係を視察すると何うであるか、男子の放縱淫逸が招ぐところも多いであらうが、現代婦人の不謹慎なことは逆も問題になるものではない、邪味を食はず割正しからざれば食はずの誨は、根が贅澤だから或は氣に適つて實行するでもあらうが、寝れば寝をべつてダラシがなく、坐すれば桃尻して行儀作法を守ることなし、目には邪色で無ければ視

ることを欲せず、耳には淫聲でなければ聴いても面白からず、是れで胎兒を感化するものであるから、何うして優秀な子が出来る筈もなく、才智卓絶の子の出来やう道理がない、若し結婚の目的が生殖に在り、生殖の目的が優秀の子を儲くるに在りとしたら、現代に於ける夫婦の行動、殊に婦人の行動は全く反対の方向に奔れるものと言はねばならぬ。

妻の立場から言ふと家庭の破壊は多く夫から招ねくのである。妻が一錢二錢を節約して家庭の經濟を計つても、夫はちよいと散歩に出て、忽ち二十圓三十圓と浪費して歸るやうでは、妻の節約は徒勞に歸するではないか、夫は家庭團樂の樂を忘れて藝妓などの色香に耽溺し、毎に妻を孤閨に泣かしめながら、妻が精神慰安の爲めに觀劇にでも往くか散歩でもすると、女の癖に素行が修らぬの、金錢を贅に費すのと言つて虐待する。夫が家庭の享樂に甘んぜず茶

屋酒に耽溺するとしたら、妻も觀劇の慰安位は當然であると、憊うした衝突から爲すべき節約も爲さず、内外相競うて復讐的に家政を紊るのであるから一家の榮ゆべき道理がない。

夫の放蕩も固より讚美することは出来ぬ。然かし人間は苦痛の天地から免がれて享樂の天地を欲するのは自然の趨向である。夫が内を外にするのは少くも内に不満の點があるから之れを脱して外に慰安を求むるのであることを悟らねばならぬ。若し外に出て飲む酒よりも内に在りて飲む酒が美味であれば態々外に出て飲む筈が無ではないか、外で歡樂するよりも内で談笑するに趣味があつたら費用の多い外を好む理由も無からう、彼れは消費すると雖ども其消費する金錢は皆自ら生産しなければならぬのであるから、自ら生産する苦痛を思へば強て消費を好む道理が無い、其れを知りつゝ消費するのは生産の苦痛よりも求

ひる所の快樂に價値があるか、價値は無いとしても之れに代へられない家庭に
 不満足があるからで無からうか、妻としては此點を考へて其原因を除くべき考
 案を立てねばならぬ、昔日の婦人は婦人としての責務の第一が是れであつた、夫
 の不満足不機嫌が何處に在るかを見出すことが肝要であり、之れを見出したら
 ば之れを改むることが貞女の道であつた、婦人の榮辱は一に夫に依つて消長す
 るのみならず、夫は生産者であり自己は消費者である、生産すればこそ消費
 し得らるゝを思へば、生産者の意志を尊重して之れに逆ふことを避けなければ
 ならぬのは自然の勢ひである。

憚うした根本觀念を以て自己を反省し、夫の意志を尊重したから家庭が圓滿
 で、洋々春の海の如く、琴瑟相和するが如き親睦が保たれたのである、自己の
 光榮も夫に依つて發揮せられ、自己の希望も夫に依つて充たされ、自己の快樂

も夫に依つて享けられたのである、然るに現代の婦人の主張は全然之れを否認
 した議論である、人間が苦痛より免かれて享樂を欲するは男女に區別あるべき
 ものではない、夫は家庭に不満足があつて内を外にするのでありとせば、妻も
 不満足があつたら出で、享樂の天地を求むるは已むを得ないことではあるまい
 か、夫は不満があれば外に出で、慰安すべきだが、妻は家庭に在つて虐待を受
 けても慰安を求めてはならぬといふ道理が何處に在る、夫の不機嫌が妻の不行
 届に在りといふならば、妻の不機嫌は夫の不行届に原因するではあるまいか、
 夫の不満足な點を妻が改めて満足と與へなければならぬとしたら、妻の不満足
 な點は夫が改めて妻に満足と與へなければならぬでは無からうか、妻に夫の機
 嫌をとる義務がありとしたら、夫も妻の機嫌をとる義務を否認してはならぬで
 あらう。

剛柔優劣陰陽日月の差を忘れて、家庭を共同生活の立場に於ての議論ならば此主張は或は徹底するかも知らぬ、然れども扶養者と被扶養者、優者と劣者、陽性と陰性との間に、此種三百代言的主張が實現されるべきであらうか、戀に魅せられて周囲も環境も忘れて居る青年時代の瞬間こそ或は此要求を應諾し、此主張を是認する男性もあらう、一朝燃ゆるが如き戀の熱醒め、性に伴ふ愛も亦薄く四隣人定まつて冷靜の空氣身邊を襲ひ來たるの時、猶ほ此女人を妻として保護を繼續しなければならぬと思ふ男子があるであらうか、人の妻たる者は靜かに考へ無くてはならぬ。

* * * * *

第十二章 法律より見たる女子の地位

言ふまでもなく法律は人の造りたるものであるから、天然の法則の如く永久的標準と見ることは出来ないものである、殊に女子をして之れを言はしむれば現行の法律は男子が勝手に造つたものであつて女子の参加したものでない、女子を参加せしめずして男子のみで造つた法律は勢ひ男子に都合のよいことを制定して女子を除外したものであるから、偏頗極る不公平至極なものと云つて然るべきである、斯の如き法律は我々女子が選舉權を獲し我々女子が參政權を獲るまでのものであつて、之れを獲た以上は直ちに改訂廢止を斷行すべきものであると。

共産黨や社會主義者が社會の貧富平均を夢みるのも、女權論者が男子を壓

迫して女の世界を造らんとするものも、歸着する所は一である、若し社會主義者を目して危険思想の所有者と云ふならば、現代の新しい女も危険思想の所有者で無くてはならぬ、彼等は著者を以て舊思想の抱持者時代錯誤論者と爲すかも知らぬが、豈夫に危険思想とは言はぬであらう、危険思想以外の思想は渾て舊思想で、危険思想以外の思想は渾て時代錯誤と云ふならば、舊思想でも宜しい、時代錯誤でも甘んじて受けやう。

其れ等の争論は暫く擱き、男子が勝手に造つたと言はるゝ現行法律は如何に女子を見たであらうか、謹んで我欽定憲法第二條を案ずるに、

皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之れを繼承す。

萬世一系の皇統は皇男御子孫に限りて之れを繼承せらるゝものであつて、皇女孫には絶體に御相續權がない、平民の家に對比し奉るも恐れ多けれども、此

旨趣を奉戴すべき臣民の家系としても本來女子の子には相續權が無いと云ふのが當然であらう、然かし多數國民に在りては皇家と同じからざる事情も存するが故に、男子の相續人なき場合に限り已むを得ず女子の子にも條件附相續權を認められ、女子の子もなき場合は其妻にも相續權が認められて居るのであるが、是れは變態であつて原則としては男子でなければ相續人となることは出来ないといふのが根本義である、即 皇室典範の御規定と同一精神である。

抑も我國の祖神天照太神の御事は言はずもがな、神武天皇國を定め給ひしより十四代仲哀天皇早世し給ひ、折も折熊襲討伐の御陣中なりしかば、皇后神功、敵に乗せらるゝを虞れ秘して喪を發し給はず、男装して自ら將と爲り進んで熊襲を討じ、勢ひに乗じて三韓を征伐せられ、凱旋の後應神天皇を産み給ひ、自ら政を攝し給ひしかど遂に即位の禮を行ひ給はず、女帝として始めて踐祚し

給ひしは第三十代敏達天皇の皇后炊屋姫なりとす、之れを推古天皇と申し奉る。其後女王にして皇太子に立ち給ひしは聖武天皇の皇女神野姫にして登遐の後孝謙天皇と諡號を上る。斯の如く皇家御歴代の中には女皇なきに非ざりしも、何れも時の勢ひ已むを得ざりし、變例にして其以後に女王の登極せられしことなく殊に皇室典範定りて後は内親王は絶対に皇位に陞られざることとなり、此に判然と男女の分定まり、優劣の區劃瞭然として明かとなれり何者の不逞女子か敢て皇典を蔑にして、大それた男女同權を唱ふる者ぞ。

法例第十四條に曰婚姻の効力は夫の本國法に依る。

外國の男子又は外國の女子と婚姻したる場合、其効力を表示することは夫の本國法に依らなければならぬ、此場合に於て妻の本國法が夫の本國法に對し利益なりとも、不利益でも夫の本國法に従はねばならぬ、即ち女子は男子と同等

の資格を認められぬのである。

法例第十五條に曰夫婦の財産制は婚姻當時に於ける夫の本國法に依る。

是れも同一の意味に於て自己の財産も結婚した限りは夫の本國法に依つて處分される。妻本國の法に依ることを許さないのである。

法例第十六條に曰離婚に就ての効力は離婚當時の夫の本國法に従ふ。

是れも前條の旨趣に依り女子の獨立を認めない譯である。離婚して夫の許を去るとしても去る迄は夫の本國法の支配を受けねばならぬ。

法例第十八條に曰私生子認知の要件は其父又は母に關しては認知の當時の父

又は母の屬する國の法律に依りて之れを定め、其子に關しては認知の當時の子の屬する國の法律に依りて之を定む。

認知の効力は父又は母の本國法に依る。

私生兒認知の場合に至つて始めて父母に同等の権利が認められたやうであるが、其實は其れが認められたのではない、手續上父の本國法に依らんとするも依り得べからざる場合があるので、此便宜法が定められたに過ぎぬ、以上は憲法の命する所であるが次に民法は女子に對して如何なる待遇をなすか
 民法第十四條、妻が左に掲げたる行爲を爲すには夫の許可を受くることを要す

一 第十二條第一項第一號乃至第六號に掲げたる行爲を爲すこと

(参考) 第十二條準禁治産者が左に掲げたる行爲を爲すには其補佐人の同意を得ることを要す

- 一 元本を領收し又は利用すること
- 二 借財又は保證を爲すこと

三 不動産又は重要な動産に關する権利の得喪を目的とする行爲を爲すこと

四 訴訟行爲を爲すこと

五 贈遺和解又は仲裁契約を爲すこと

六 相續を承認し又は之を拋棄すること

二 贈與若しくは遺贈を受諾し又は之を拒絶すること

三 身體に羈絆を受くべき契約を爲すこと

前項の規定に反きたる行爲は之を取消すことを得

右の法文に據れば妻としての女子なる者は全然無能力者と認められて居る、同權は借置き準禁治産者以上の無能力者である、何となれば準禁治産に禁せられたる行爲の上に猶ほ二項三項の附加條件が加はつて居るのが證據である、彼

等は白痴癡癡以上の待遇を受けて居るのである、殊に準禁治産者は補佐人の同意を得ることに依つて其行爲が有効と定められたるに拘はらず、妻は夫の許可を受けなければならぬ、同意と許可は結果に於ては同一の如くであるが、其意味に於ては格段の相違がある、同意を得るといふことは絶対的の意味を有せざるも、許可を受くるといふことは絶対的のものである、準禁治産者は同意を得るに依つて行ひ得ることも、妻は許可を得ざる限り行ふことが出来ぬ、物を受取ることも、與ふることも、貸すことも借ることも、仲裁も和解も、雇傭契約も萬事萬端夫の許可を受けぬ限りは、自己の意志を以て行ふことが出来ぬ、要するに妻は夫の占有物であつて又附屬物である。

故に娘時代には自己が勝手に出来た行爲でも妻となつては夫の許可の無い限りは爲すことが出来ないのみならず、若し爲した後に於ても之れを取消された

ら初めより無効であつたものとして取扱はるゝのであるから、哀れなものだが妻に有達の上りつこはない。

民法第十六條 夫は其與へたる許可を取消し又之れを制限することを得。但其取消又は制限は之を以て善意の第三者に對抗することを得ず。

本條の趣旨は前條に定めたる數項の事柄に對し一旦許可を與へたる後と雖ども之れを取消し又は制限を附することが出来るといふ絶対權を明かにしたものであつて、許可權の威力の強大なるを示めたものである、婦人界では之れを目して蕃法など云ふかも知らぬが、兎に角現行法では恣く定められて居るのだから是非がない。

例へば妻の或願ひを至當なりと認めて許可した後其許可したる事が不合理なりと悟るか、若しくは其許可したるが爲めに一家又は夫婦の何れかに不利益な

影響が來たるの虞れがあるか又は許可したる事柄を悪用するの嫌ひある場合は特に其理由を明示せずとも任意に之を取消し又は制限することが出来る、譬へば他人から負債を起すことを許可した後、其金は高利のものであつたとか、抵當其他の條件が不利益であるとか、或は其金の使用途が不必要に消費される、ことを發見したとかの場合には之を取消し又は金額を制限することが出来る、又妻が他人に雇用せらるゝことを許可した後、他家に宿泊するを奇貨とし姦通を爲すの虞れありと心付きたる如き場合、其許可を取消し又は夜間を制限する等の類である、然かし妻に對しては何時でも之を取消し又は制限し得るけれども、之を以て第三者の利益を害する譯にはゆかぬ、譬へば借款契約を取消したる場合、第三者たる金主は此貸金を準備したる爲めに、依て得べき利益を喪失したることありと假定せんに、許可を取消したる夫は之れが辨償を爲さざる

べからざるが如し、又雇傭契約を締結したる後、夜間を制限せられたるが爲めに傭主が雇用の目的に相違して迷惑する場合は代人を差立て、夜間を補充するか又は其辨償を爲さざるべからざるの類である。

次に又親族篇第七百三十六條には恚ういふ條文がある。

女戸主が入夫婚姻を爲したる時は入夫は其家の戸主となる

但當事者が婚姻の當時反對の意志を表示したる時は此限りに非らず

此條文に於ても男子は女子以上の優越権あることを認められて居る、戸主權は前代を繼承する重大なものである、戸主を繼承すれば一切權利義務は悉く戸主に移つて、無上權力者となるのであるが、斯の如き重大なることも結婚すれば直ちに其權利は女の手から剝奪されて夫に移つて行くのである、何が爲めに恚ふした規定が設けられたのであるか、言ふまでもなく元々女子は戸主とな

る能力の無いものを便宜上他に繼承すべき適當の男子が無いたる爲め、已むを得ざる時機の處置として戸主を認められたのであるから配偶者の男子が現はるれば嫌も應もない、無能力たる前戸主が罷められて能力者たる入夫に移るのは當然である、但し結婚を爲す双方が結婚當時何等かの事情に依り、男子は戸主たるの權利を拋棄し、女子が依然戸主たることを條件としたる時は此限りに非らずである、是は男子が當然得べき權利を拋棄したる場合を規定したものであつて女子の能力を對等に認められたものでは勿論ない。

又同編第七百四十五條には夫が他家に入り又は一家を創立したる時は妻は之れに隨ひ其家に入る。

譬へば次男三男の男子と結婚したる後、夫が或家の養嗣子となりて入籍する場合、又は分家別家して一家を創立したる場合に於ても妻は夫に附隨して行か

ねばならぬ、妻は夫の附隨物たることを表明した條文である。

又同法七百五十五條には女戸主は年齢に拘はらず隱居を爲すことを得、有夫の婦が隱居を爲すには其夫の同意を得ることを要す、但し夫は正當の理由あるに非れば其同意を拒むことを得ず。

此條文を一讀すると六十歳以上に達せざれば隱居を爲すことを得ざる男子に比し、女子は特權を與へられたかの如く見ゆるも、其實は特權と云ふものではない、便宜上認められた無能力女戸主が戸主を脱退することは法律上歡迎する所であるから厄介拂の意味に於て若隱居を許すのである、其れでも猶且其女戸主に夫があれば夫の同意を得なければならぬ、戸主であり家長であれば無限の權力者であるから專斷でもよい筈であるが、無能力と認められた女戸主には此專斷さへ許されない、但し其夫たる者正當の理由なくして其同意を拒むこと

を得ずと制限せられ許可と言はずして同意の文字に定められたるは尙だしも彼等が光榮である、然かし是も立法の精神から言へば女子に敬意を拂ふ意味では無くして、一種侮蔑の意味にも解せられないではない、則ち女戸主の隠退は法律上厄介拂である故なく拒んでは不可ないといふことである、許可と言はずして同意と言つたのも此意味である。

婚姻の章第七百六十七條女は前婚の解消又は取消の日より六ヶ月を経過したる後に非ざれば再婚を爲すことを得ず。

女は前婚の解消又は取消の前より懐妊したる場合に於ては其分娩の日より前項の規定を適用せず

血統尊重の意味より規定せられた條文であつて、男子ならば解消又は取消の翌日でも再婚に差支ないが、受胎性の女子は相當歳月の経過が無ければ前夫の

胤を胎して居るか否かゞ分明せぬ、六ヶ月を経過すれば其れが明瞭になるものと認めて之れを定めたのである、此理由に依り期間前に於て分娩すれば其分娩の日から此條文は適用されないことになる。

第七百八十九條妻は夫と同居する義務を負ふ

夫は妻をして同居を爲さしむることを要す。

此條文は絶體的のものである、妻となつた以上は如何なる事情があらうとも夫と同居しなければならず、夫としては嫌言はさず妻を同棲せしむべき権利がある、夫には職務上の都合や自己の嗜好に因つて自由に居所を選定する権利があるが妻には其れが無い、夫は妻の所に同居する義務は無いが妻には夫の家に入らなければならぬ義務がある、若し夫の命に背いて妻が同居を肯んせざる場合には夫は金錢上の給與を拒絶することが出来る、縦ひ妻の財産を管理して

其れから生じた收獲でも差押へて置くことが出来る、吁、弱き者よ汝の名は女なりと言ひたくなる。

第八百一條 夫は妻の財産を管理す

夫が妻の財産を管理すること能はざる時は妻自ら之を管理す
夫婦の財産制度に依り妻の財産に屬するものであつても妻自ら之を管理することを許さぬ人の妻となれば準禁治産である、但し法律は妻を虐ぐるが爲めに此條文を置たのではない、妻を保護する爲めの條文な見るのが至當である、何となれば法律上では、女子には財産處分權を行使する能力の無いものと認め居るのであるから、能力の無いものが支配すれば散逸する虞れがある、比較的能力の完全な夫に責任管理を爲さしむることが安全である、然かし夫が病氣の爲め又は海外旅行等の事故で妻の財産を管理すること能はざる時に限り、其事

終の故熄するまで妻自ら之れを管理することを許したのである。

第八百四條 日常の家事に付ては妻は夫の代理人と見做す

夫は前項の代理權の全部又は一部を否認することを得、但し之を以て善意の第三者に對抗することを得ず

此に至つては支那の徳教よりも猶ほ女の無權力が表白されて居る譯である、教令不出閨門一事在於饋食之間而已と云つても、閨門内には教令の威力が行はれて居るに拘はらず、本條の日常の家事に就ては妻は夫の代理人と云ふに至つては閨門内にも教令の權力が停止されて居る譯である、而かも其代理權の全部又は一部を否認されたら愈よ悲惨なものである、男女同權の空想は何處に迷つて居るか。

第八百八十六條 親權を行ふ母が未成年の子に代りて左に掲げたる行爲を爲し

ほるびゆく女

又は子の之を爲すに同意するには親族會議の同意を得ることを要す

一 營業を爲すこと

二 借財又は保證を爲すこと

三 不動産又は重要な動産に關する権利の喪失を目的とする行爲を爲すこと

と

四 不動産又は重要な動産に關する和解又は仲裁の契約を爲すこと

五 相續を拋棄すること

六 贈與又は贈遺を拒絶すること

父の死亡失踪其他の事故に因り、未成年者が戸主となり母が親權者となつて居る場合に、以上列擧せられたるところの事實を、母自らが爲し、又は未成年者が之を爲さんとするに同意を表す場合は、必らず親族會議を開いて其決議

に待たなければならぬ、是れは寧ろ當然の歸結であらう、無能力の未成年者に無能力の親權者が附いて居るのであるから、任意の行爲を認めることは出來ぬ譯である。

第九百七條後見人は婦女を除くの外左の事由あるに非れば其任務を辭することを得ず(左の事由略之)

男子が後見人に選定せられた場合は其辭任は容易に許されないが、女子は自分一個さへ其能力を認められて居ない程であるから、他の後見など爲し得べき資格は無い筈である、其れが後見になつて居るのは或事情の爲め已むを得ず就任を許したのであるから、辭任は寧ろ歡迎で無くてはならぬ。

以上何れも女子は男子に及ばざるものと推測して定められたものであるが、其第五編家督相續の章第九百七十條の第四項に於て始めて女子と雖ども優越權

のある場合があることを規定されて居る。

親等の同じき嫡出子、庶子、及私生子の間に在りては嫡出子及び庶子は女と雖ども之を私生子より先にす

同等親即ち子ならば子同士、孫ならば孫同士の嫡出子、庶子、私生兒と三様あつた場合、嫡子ならば庶子が相續するのであるが、女子が嫡子であるか又は庶子であつて、私生兒が男子であつても、嫡子又は庶子に相續権が附與されるのである、但し女子が嫡子で庶子が男子であつた場合は嫡出と雖ども女子に優先権はない、唯私生兒に對してのみ優先相續権がある譯である、偶に優越権が認めらるゝかと思ふと漸と是位なものである。

然し眞摯に論ずれば是以て優越権なりとは言はれぬ、何となれば嫡子若しくは庶子の女子が、私生兒たる男子に優越するのは嫡出は、固より庶子と雖ども

父の認知したものであるから、血統の上では正系と言はるゝが、私生兒となる認知の無いものであるから、優越権の無いのは當然である、此意味に於て本條は女子の優越権ではなくして血統の優越権であることを知らねばならぬ、民法に於ては以上の外女子に對する規定はないが、國籍法には左の如く規定されて居る。

國籍法第八條外國人の妻は其夫と共にするに非れば歸化を爲すことを得ず、同第十八條日本の女が外國人と婚姻を爲したるときは日本の國籍を失ふ、此二條も有夫の婦に獨立したる行爲を認めぬものであつて男子の附屬物として取扱はれて居る、何處まで往つても日本の法律では女の頭を擡ぐべき餘地は無い。

次は商法の規定である。

ほろびゆく女

商法總則第五條未成年者又は妻が商業を営むときは登記を爲すことを要す
 人の妻は法律上無能力者たる未成年者と同一であるから、獨立して商業を營
 まんとするには未成年者は親族の同意、妻は夫の許可を受けたることを證明し
 て登記を受けねばならぬ、登記を爲さざる限り第三者に對抗することは出來な
 い。

商法總則第六條會社の無限責任社員となることを許されたる未成年者又は妻
 は其會社の業務に關しては之を能力者と見做す

第六條の規定に於ても無論親族會の決議と夫の許可を要することは勿論であ
 るが、斯くして就職したれば無能力者が其業務に於てのみ有能力者と認めらる
 るのである。其結果非商事手續法にも左の如き規定がある。

第六百六十七條妻が商業を営む場合に於て登記を申請するには申請書に營業の

種類を記載し夫の許可を得たることを證する書面を添附することを要す。但
 し夫が連署する時は此限りに非らず。(下略)

登記を受くる手續は讀んで字の如くであつて別に註釋を加ふる要は無いが、
 借以上の諸法例に依れば女子が人の妻となりては全然無能力者と認め保護を目
 的としての立法であるが、之れを以て現代の女子に臨んで果して男子の横暴を
 叫ぶほどの女子に實力が有るであらうか畢竟法律が保護して居ればこそ却て女
 子の位置が保ち得られて居るでは無からうか、是非の議論に移る前に新しい女
 どもに重大問題となつて居る刑法の猥褻姦淫及重婚罪に及ばう。

刑法第八十三條有夫の婦姦通したるときは二年以下の懲役に處す其相姦し
 たる者亦同じ

此條文が女子のみに貞操を強要し男子の貞操に及ばざるは不公平の甚しき

ものである。宜しく男女同等の制裁を加ふべしとは新しき女共の主張なり。法律は有害を制裁すれども無害を罰せず。女子の貞操は血統混亂の害あるが故に罰するのである。男子の貞操に及ばざるが不公平なりと言ふならば、女子に受胎性を授けられたる大自然が既に不公平なり。宜しく大自然に向つて其改造を願はざるべからず。男性の童貞を保たんこと道德倫理の上には美事なり之を奨励せざるべからず。然れども道德倫理の上の美事なりとて其美を行はざる者あらば之れを罰せよとは立法の根本義を解せざる者なり。

新しき女共の主張は盜賊が逮捕せられて懲役を宣告せらるゝ時、天下の盜賊は自分一人に非らず他の盜賊は捕へられずして自分一人罰せらるゝは不公平なりといふに同じ。寧ろ盜賊は社會生存上或意味に於ける正當防衛に出つ、之れを罰するは認めれりと主張するのが徹底的では無からうか。世には鎌子もあれば

燐子、環、秋子など奸夫の許に奔る者何ぞ限らん。若し戀愛至上主義を徹底せしめんとならば、百尺竿頭一步を進めて間男勝手次第、男女の情事は之を解放すべしと主張するの勇氣あらざるか、咄、此沒曉婦共、

閑話休題我國現行の女子の身分地位を定めた法律の概要は以上の如くであるが、此外にも國家が女子を排斥して居るところのものは少くない。女子は兵役に就くことも出来ぬ。府縣會國會は申に及ばず、商業會議所の議員になることも出来ぬ。辯護士となることも高等文官となることも出来ぬ。漸くにして女醫だけが、認められ産婆に毛の生えたやうな者が頭を擡げて居るだけである。

然かし其女醫にしたところで法律上認められたといふまで、社會では女醫其處に居るかとも言はない、偶開業した者があつても門前常に雀羅を張つて雀のお宿である、是に對して、新しい女と雖ども豈夫男子の横暴呼ばはりせず

る譯にはゆかないであらう、何となれば女醫開業の目的は男子の患者を取らう爲めではなく、女子の患者が目的であるから、女同士の同情もあつて今少し流づつても可ささうなものだが、其れが流行らないところを見ると女同士でも信用が無いのである、如何に新しい女と雖ども生命は大切である、策の目から漏り盡した抜殻免狀の女醫に、大切な生命は託されまい。

斯く並べ立ると新しい女どもは抗議するであらう、我國未だ蠻習を脱せず、因襲に囚はれた男子共が跋扈して、あらゆる方面に女を虐待するが上に新進の者を理解するの力が無い、醫不二世不服其藥などと云つて古くさへあれば可い者と心得て居る、のみならず男子ならざれば醫術に熟達することは出来なぬものゝ如く因襲に固着して居るのであるから是非がない。

故に女醫の流行らないのも、事實男子の暴横が原因を爲して居るとも言はれ

ないではない、現在の女子は何んとしても男子に謀らずして任意の行動を爲すことを許さないのであるから、女醫に診て貰ふと言へば男子は必らず故障を言ふ、何も物數寄に女醫などの診察を受けずとも立派な醫者があるでは無いかと何ぞ測らん其立派な醫者なる者は新進の女醫よりも遙かに劣つた男の庸醫ならんとは、されども之れに對して女子にも反抗するまでの信念がない、然う言はるれば然うかと沈黙して了ふ、恚うした事情から女醫の所に診察を受けに来る者が尠いのであつて、強ち患者の多少を以て優劣の標準と爲すことは出来ぬと或は其れもあらう、然れども若し女醫にして言ふが如く治療に堪能であつたとしたら、死生の間は彷彿する患者として是位の故障に妨げらるゝ者では無からう、必らずや患者自身が駆込ますには置かぬ。

議論が横に外れたが新しい女達は頻りに自國を蠻習の國であるかに輕侮的口

調を弄するけれども、彼等が崇拜する米國でも全然差別待遇を撤廢して居るものでないことを、試みに二三擧げて見よう。

米國內四十五州何れの州を問はず妻は何處に居住し、何處で投票するかは夫の決定に従はねばならぬ、妻自身が住所を選定し妻自らが任意に投票することを許されては居ない。

加州に於ては夫が夫婦共有財産の管理者であつて、夫は終生其財産を自由に爲し得れども、妻は夫の許可無ければ壹錢たりとも自由にすることを許されない、子の教育費のやうな明らかな使途であつても、夫の承諾が無ければ支出することが出来ぬ。

デルウエーア、ジョージア、メリーランドの諸州では父を以て子供の保護者と定められて居る、故に父は其子の利益と見れば子供を母の手から奪ひ去つて

他に預けることも出来るが母には其れが無い。

サウス、カロライナ、アラバマ、ミツシッピ、ヴァージニア、メリーランド、ジョージア、オハヨー等の諸州では子女を教育すべき學校の選定、子女の従事すべき職業の選擇等、一切之れを決定するの権利は父に在つて、母には此権利が與へられて無い。

ウァージニア、ウエスト、ジョージア、アーカンサスの諸州では、子女の遺産は父が繼承すべきものとして、母には繼承の権利なきものと規定されて居る、男女の待遇に就ても州に因つては差別待遇がある、ヴァージニア大學では男子は滿十六年に達すれば入學を許すが、女子は二十歳に至らざれば之れを許さない、フロリダの大學では女子には高等學科の必要もなければ、學習の能力も缺乏して居る者と見做して一切入學を許可せぬ。

史記曰法令、所以道民刑罰所以禁姦也
 後漢書曰刑罰治、世之藥石、德教者與平之梁肉也
 夫以三德教、除殘是以梁肉、理病也以刑罰、理平是以藥石、供養
 又曰法禁者俗之提防也刑罰人之懲讐
 劉子曰寒暑不時、則疾疫風雨不節、則歲飢刑罰者民之
 寒暑也教令者民風雨也

第十三章

結

論

本編の主眼は現代の女流が虚榮に増長するの結果として國家の大綱を蔑みし家族的温情に遠ざかり、輕躁、浮薄、放逸、淫蕩、濫費産を傾け、遊惰子孫を誤り、亂倫血統を紊すを憤慨し、聊か之れに鐵槌を加へんとするのである、讀者徒らに舊思想を鼓吹する者と看るなくんば幸甚なり。

由來舊思想と云ひ、新思想と稱し、時代錯誤と云ひ、文化生活と云ふが如き字句は、最近一種の流行語となつたのであるが、其所謂ゆる舊思想と新思想との境界線は何れに在るであらうか、時代錯誤といふも錯誤は何れの世にもあるべし、今日の所謂ゆる時代錯誤なる者は、忠と不忠、孝と不孝、貞と不貞、温情と冷酷、是等の對照から來たる者であらうが、此對照の何れが錯誤なりや、

不忠の者の眼からは忠義の者が錯誤であり、忠義の者から見たら不忠義者が錯誤であらう、不孝者の社會では孝行者は錯誤者で、姦婦奸夫から見たら貞操淑徳の婦人は錯誤者であるかも知らぬ、文化生活と云ふものは、少しく働きて多くの報酬を貪る盜賊的心理を以て、飽食暖衣逸居するのが其れであり、温順なるべき妻が扶養を受くる夫に反抗し、雇主に忠實なるべき傭人が雇主を脅威して之れを倒産せしむるのが其れであらうか、是れが世界の趨勢である、是れが時代思潮であるといふならば、現代世界の趨勢と時代思潮といふものは何といふ怖ろしいものであらう。

更らに繰返して言ふが、假りに之れが大勢であるとしても大勢必らずしも淳良なものでないことを忘れてはならぬ、假りに是れが時代思潮であるとして、時代思潮決して千古の典型となるべきものでないことを知らねばならぬ、言は

ば其時々の一種の流行である、傳染病の流行と同一な傾向を有するものである、堯舜禹湯文武の世には堯舜禹湯文武の道が行はれて、耕す者は畔を譲り、半白の者は道路に負載せずといふ美風良俗が重んぜられ、不逞の徒も遂に聖人の民と同化した時代のあつた反對に、桀紂の天下には桀紂の無道が行はれて、盜賊横行し、餓殍途に横はり、亂民財庫を毀ち、兇漢路上に婦女を姦淫するといふ暴戾に同化せられて、良民も遂に兇險の民と化したといふではないか、要するに堯舜禹湯文武の時代には其美俗良風が大勢であつたらう、桀紂の時代には其兇險邪惡が時代思潮であつたらう、紫地の衣類が流行する時もあれば、淺黄地の物が行はれる時もある、元祿型の市松模様が流行すると云つて天下萬民市松模様ばかり着たら怎ふであらう、天下は兵隊の戎服や學校の制服、巡査看守の官服の如く、趣味もなく、美點もなく、誇りも無いものとなると同じく、何等

か變化が無ければ嗜好慾を満足せしむることが出来なくなるであらう、其處で又新規な流行が生まれるといふことになるのである、物質的流行の變遷と思想の變化とは異なることは勿論であるが、平和の天地にいつしか亂階が萌し、戦亂の時代既に平和の曙光が仄見ゆるが如く、時代思潮も大勢も決して永久のものではない。

然かし其變化が順當に變化するならば問題は無い、善良の階段を一段づつでも昇るならば其れは進化である、碎けて言へば人間の進化と道德の進歩が矛盾なしに進むものとすれば歴史に興廢存亡の痕は止めぬのであるが、其れが時として矛盾もすれば脱線もする、却歩もすれば墜落もする、却歩する時には前進者が時代錯誤であり、脱線した時には軌道の直行者が時代錯誤で無くてはならぬ。

歐米の新思想といふものは所謂ゆる夷狄禽獸の道である、文化でもなければ文明でもない、進歩で無くして却歩である、向上で無くして墜落である、物質的科學的には進化國であるかも知らぬが、道德倫理には禽獸國である、識別力なき我國人は物質的文明科學的進化に酔ふて、之れと共に禽獸の道を輸入し、夷狄の習俗を併せて模倣せんとするのである、若し今にして之れを阻止せざれば此時代思潮と大勢の爲めに、光榮ある東洋の大帝國は將さに夷狄禽獸の國に墮落せんとするのである。

此悲しむべき夷狄禽獸の思想が先づ第一に我國民に傳染したのは女子である、予がほろびゆく女の著作も之れが爲めである、蓋し物の順序として、惡風に眞先に襲はるゝのは、智慮に乏しく物質に缺くる者から始まるのが常である、我國の女子は久しく東洋道德に牽制せられて思想を放逸する機會が無かつた、性

慾も貞操に縛られて久しく放縱にすることが出来なかつた、而かも天賦の資性多淫多感、理智缺乏の彼等である、彼等は性慾に飢ゑた猫である、堯に吠ゆる架の狗である、之れに對つて放逸、無貞操、虛榮虚飾の好餌を投與して、惡流に導いたのであるから、一も二もなく之れに共鳴した、争ふて戎狄思想に走つた、禽獸行爲に感染した、遂に家庭を破壊し、邦土を覆すべき兇險性傳染病毒を男性にまで扶殖した。

女子の扶殖する傳染性パチルスは以上の如く優勢なものである、思ひきや交はず枕のかいなにも城傾くる力ありけり、實に女子の國家を傾くる力は白蟻の其れの如く、寢室と言はず庖厨と言はず、如何なる所にも喰ひ入りて感傳染源を造るのであるから、忽ちにして全國民に波及し、七千萬人大半此病毒に冒されざる者なく、健康體を維持する者は極めて少數と爲つた、女毒の恐るべき思想

像に餘りありと謂ふべし、而かも要路當局の夢未だ覺めず、彼等が吠ゆるまゝに女子大學を設けたり、治警第五條を削除したり、官吏(判任)に女子登用の途を開いたり、倍々彼等が自惚を助長し彼等を増長せしめて悟らないのであるから、日本の前途は實に心細いものである。

今本篇を終らんとするに方り、馬の耳に念佛かも知らぬが、狗子にも佛性ありといふを待みに、古訓誠一章に註釋して彼等萬一の反省に資せんとす、若し之を一讀せば庶幾くば野獸性を脱却して人間の班に入るにちかゝらん乎

緋子局 強子局 壽林尼として二位の局にさしつゝきて名高き老女あり、猷廟の薨じ給ひ御忌明のとき惣女中に御暇給はるにより

註猷廟は三代家光惣女中とあるは將軍附女中全部を云ふなり、

三老女皆々へ諭されしは各々宮仕ひせられ總べて結構なる事のみ見たまへば

心も自ら高上りになりて小身なる人に縁付かれては御城風を出されまじ郷に入つては郷に従へとの古き諺忘れ給ふまじ

將軍家の御殿に仕へて美麗なることのみ眼馴れて居れば心も自ら傲りて小身者に縁付きては何かに不自由なるべけれど決して御城内の風を擬せられなとなり

貴が賤に嫁し、賤が玉の輿に乗るも是亦古今其例多し、皆縁次第のものなれば高下貧富に必らず悔い給ふな

貴き身分が賤しきものと夫婦になることもあり、賤しき女が玉の輿に乗るやうな出世もあり、皆定まる因縁であれば賤しく食しきに嫁入たりとて後悔するなとなり

今皆々へ御形見目録の通拜領せられ、今年御切米に取添へ下さるなり、必らず安らなることに消費給ふな、其身々々の有付の爲めに下さるゝなれば、是れを以て夫々縁付かれよ

目録の通御紀念の品を今年の俸祿と共に下さるのほ銘々是にて身の納りをつけてよとて下さる譯なれば決して無益のことに費してはなりませぬ、是にて嫁入の支度を調べて縁付かれよとなり
縁付かれなば其夫をおそれ舅姑を尊び家を治むるに品々あり、手づから衣食等の増減を賄ふ身は、自ら髪を結び、夫に給仕して食を與へ、茶をも自らたてる程にせざれば家を持崩さるべし。

縁付かれたら、夫を大切に舅姑を尊ぶことを忘れてはならぬ、家を治むると云つても、貧富に依つて品々あれど、妻たる者は衣食萬端切盛していかなければならぬから、髪結など頼まず髪は自分で結び、夫の食事には給仕も人任せにせず茶も自分に立て、捧ぐべし、それ程に約しくせざれば家を持崩すべしとなり

茶をたてると云ふこと、昔日は番茶をも茶剪にて泡立て用ひしなり

衣類を今までのやうに脱ぎ捨てる事はならぬなり、幾度も洗張り直し、綴りさしてむさからぬやうに拵ふるが女よき身持なり。

ほろびゆく女

長局に在りては學校の寄宿舎同様、衣類など脱ぎ捨てて習慣ありしゆを誠めたるなり、幾度となく洗濯洗滌して敷糸もあてむさぐろしく無きやう、古き衣類を丹誠するのが、女として良き身持なりと教へしなり

かゝる小身の家など男女打ごみに出入るものなる故に、無禮、見苦敷、聞にくき事なき様にせられよ、女房の心ざし悪しければうつゝなき事も出ぬ事なり、夫への無禮なるべし、元より男と同席には忘れても居らぬものなり、

小身の家にては手狭なるために男女入交りて來たることあれば、嚴重にせざれば家の締りつかぬものなり、決して禮儀作法の無い、見苦しき様をしたり、聞きにくい様な話などせぬやうに心掛ればならぬ、女房の志が悪いとたわいも無い事が出來たりなどする事あり、家を治むるは女の役なれば、慚うした事などありては、夫への無禮なり、又男と同室に對座することは禁制なり

奴婢等も相應に仕ふ人に縁付給ふては、先づ下々を非道につかひ給ふな、慈悲を第一として物靜かに申付られよ、夏は帷子一つは着ぬものぞ、素顔にて

男に見えぬものなり、されば夜のうちに身ごしらへし給へ、總じて夫を畏れ主君のやうに尊び順ふ女房は、醜とても悪夫は無きものぞ。

前には小身者に縁付たる時の心得を言ひしが、今度は中産の人に縁付たる時の心得を説きたるなり、其第一は召仕を慈悲の心を以て使役せよと云ひ、夏は暑いからとて襦袢をぬきにして帷子壺枚着てはイナセで宜しからざるを言ひ、素顔の男に見するは敬禮を缺くものとして薄化粧を要求し、其れを爲すには朝夜の明くる前、夫の未だ起き出さるうちにせよと云ひ、總じて夫を畏れ敬

ひて主君の如く従へば、己れ醜しとて憎む夫はなきものぞと教へしなり
又大祿の人へ縁付給ふ人は、夫々召仕あれば下賤の事は做給ふまじ、但人は移(り)易きもの故盛りなるうちこそ夫も悦び、次第に年ふるほど愛の衰へ諸事縁付きし時のやうになきを、我身を省みず何かと言ひつものり離別せらるゝことまゝあるためしなり、己が心にてわかるゝは覺悟のまへと思はゞ、修る

心も妬む心もなど出づべき、大祿なれば妾もあるべし、夫婦の中も自然に遠ざかるものなれば、其夫の心を取れるが女の發明にあれば教にはよらぬことながら、皆人を恨み身をかこつといへども己が修より出る事知らず、又女は口さがなきものなれば如何ほど心安く召仕ふ者とても、夫婦の打とけたる咄はせざるものぞ。

此度は大祿の人に縁付たる時の心得を説けり、大祿なれば召仕多くして夫々部署を定めあれば、餘りに下の者のする仕事に手を出しては、却て其召仕が困ることあれば手出しすると言ひしなり人はうつろひ易き者ゆへ夫も年ふれば其當座ほどに愛ては呉れず、女房も初めほどに遠慮することなく、詰らぬ愚痴も言ひ募りて遂には離別せらるゝやうにもなるものなり、愛せらるゝも憎まるゝも、己の心一つにて分るゝことなれば自ら省みて慎むべしとなり、妾があれば夫婦中も疎隔し易いものであるから其れを疎隔せぬやう夫の心を取り得るのが女の發明といふものなり、

又女は口善悪なきものであるから夫婦中のことを決して人に讒訴などしてはならぬと誡めたり各々は御城より下り給はゞ、皆人、其人柄を床しく思つて、早速に人々呼び迎へんことを望まるべし、必ず之れに見限られ給ふな、皆己々が心より起れり、花見遊山なども歩行にて出給ふならば模様なき無地をかいどり給へ、小袖の光り輝くは人の目をつけてわろし

と言はれしなり其心のとりあつかひ女中かゞみのやうにありしとぞ
最終に上中下三段の縁付を總括して、各々方當城より下られなば、御殿に在りし人として望人は多からんが、不慮なることとして人に厭はれ玉ふな、厭はるゝも厭はれぬも皆己が心の置所によることぞ、物見遊山に出るにも模様のある橋などかいどりて、人の目に立つやうな身装をすべからずとて虚榮を誡められたり。以て現代女流頂門の一針と爲すに足る。

*

*

*

*

終夜ひとりみ山のまきの葉に

鴨 長明

曇るもすめる有明の月

讀人しらす

山川の岩行く水もこほりして

ひとり碎くる嶺の松風

四行法師

年月をいかで我が身におくりけん

きのふの人も今日は無き世に

追 加

此書は大正十二年七月脱稿して印刷製本を東京博文館印刷所に托し同印刷所は八月中組版に着手し將さに印刷に移らんとする折柄九月一日の大震災に因り工場の一部倒潰し組版覆倒原稿散亂して土塊瓦礫の下に埋没せしも幸にして火難を免れたるを以て發掘すれば存在するならんとて同館にては災後直ちに發掘に従事せられ九月下旬に至つて漸くにして掘出し得たり本書發行の遅延せるは此罹災の結果に外ならずと雖ども流石に大工場なるだけに恂る混雑の中にも秩序正しく集ひ來たる各種印刷物に先ち同情を以て本書の刷行を急ぎ再度の組版に着手せられたり成版に際し此前古未曾有の震災に對する記事無きは遺憾なれば之を巻尾に追加せんと欲し勿々の間に筆を呵して左の一章を加ふ

第十四章 天 譴

天柱摧けしか地維裂けしか、時は維大正十二年九月一日午前十一時五十八分轟然異様の大音響を訝る間もなく千古未曾有の大地震は帝都を襲ひぬ、親とし

て愛兒を顧る違もなく、夫として妻を扶けん間もあらせず、石造と言はず鐵筋混凝土と言はず、舊式の土藏も新築の煉瓦も、崩潰と言つてよいか將棋倒しとでも言はんか、宛然硝子を把つて巖石にでも打つけたる如く、堅牢無比と稱せられた建築物も、一瞬時にして脆くも粉塵され全く原型を止めなくなつた、慙うした大震動であるから、口元に居つた者は轉び出たが、階上に在りし者や奥深く在りし者は、走らんとするも足腰起たず、這ひ出さんにも違なく、不幸にして無慘なる壓死を遂げた者も少からずあつた、其上ならず此震動の、未だ納まらざるに早くも倒潰家屋より火を發したるもの七十餘ヶ所、水道の鐵管は地震に破裂して消火線は用を爲さず、人は己れが生命を衛るに急にして消防に力を竭さんとする者もなし、時は白晝にして天氣は清朗なりしと雖ども、氣節は二百十日の厄日に際會し、軟風、忽ち強風と變じ、火勢風伯を招んで果ては旋風

となり、今風下かと思へば忽ちに風上となり、是ならばと安心して居ると又轉じて風下となり出した荷物も出した甲斐なく見る々々焼失せるさへあるに所々大厦高樓が燃ゆるので拳大の火の子は雨の如く、黒煙濛々避難せんにも方向立たず、況んや七十有餘ヶ所の火が縦横無盡に焼け擴がることゝて流石に廣き東京なりとは云へど、火に追はれて走る間に前途亦火と化して行くべき途を遮られ、愈々周章狼狽して右往左往に逃げ惑ふ、道路の中央は兩側より持出したる荷物に塞がれ、兩側の軒先は倒潰家屋と瓦壁の山、旂て加へて切斷したる電信電話線は、女の亂れ髪を散らせるにも似て、足に纏れ頸に纏ひ、若し誤つて轉倒すれば押來る人は雪崩を打て其上々々と折重なる悲鳴を揚ぐれど助くる者なく助けんとすれば吾れも踏潰さる、脊負つた荷物に火の子を浴びて發火せりとも知らずして、不動尊の其れの如く火焰を負うて奔るもあり、押され押されて

大川岸に行詰り、引返さんにも力及ばず、川に墜されて溺るゝもあり、殊に悲惨を極めしは永代橋上集りし幾萬人の避難者が、前後に火を受けて進退谷まり、叫喚怒號するうちに火は橋臺に燃え移り、橋と共に焼落たるなど火の地獄も斯くやあらん、本所區にては兩國橋の、橋の袂より發火して避難すべき所なく、被服廠さして逃げ込みし者三萬三千人、ヨモヤと思ひしは空恃み、火は四方より襲ひ來て今は遁るゝ道もなく、相擁し相抱きて蒸烙とこそなりにけり、此外にも兩國公園、淺草橋公園、坂本町公園にて、同様の慘死を遂げたる者も幾百人、今一ツ悲惨なるは、横網の安田邸の池、深川に在る岩崎邸、吉原遊廓の池などに、首だけ出して火を凌ぎし人々、火力の爲めに池水熱湯となり悶え悶えて茹殺されたるなどは水火の責めとも言ふべきか、此外日本橋、京橋芝、下谷、麴町等の壓死者と燒死者を合すれば、其數十餘萬人、行衛不明者も

亦數萬人の多きに達した。

此震災は東京のみならず、横濱は最も甚しく、小田原、函根、鎌倉、江ノ島横須賀、茅ヶ崎、大磯、藤澤、千葉、埼玉等の各地に涉り、中には一部落の全滅したるもあり、所在慘憺悽愴を極めたり、就中横濱は震災の強烈なりしが上に火災も亦残酷を極め殆んど全市街を焦土と化し、死者數萬人の多きに達せりといふ。

然れども此悲惨事を詳述せんことは到底短篇の能く盡す所に非ず、殊に日記事を滿載して、既に世に出たる雜誌も二三にして止まらざれば本篇には之れを省畧し、専ら復興に關する善後策に就て一言すべし。

我日本帝國は地震地帯に位するを以て、古來幾回となく大地震大火災あり、今史に現はれたる所を視るに、貞觀六年(清和天皇の御宇今を距ること壹千六十

四年)富士山噴火、淺間、阿蘇を始め諸國の火山何れも大噴火を起し、貞觀十一年には陸奥國に大地震ありて人畜多く死し、同十六年噴火の終熄するまで、大震小震幾百回ありしものゝ如く、降つて慶長元年七月(後陽成天皇の御宇今を距ること三百二十七年前)畿内を中心に諸國大地震あり、冬に追んで猶ほ熄まざりしと云ひ、寛文二年六月(後西院天皇御宇今を距ること二百六十年)京都近江の一帶激震ありて、人畜死傷算なし、元祿十六年(東山天皇の御宇今を距ること二百二十年)關東大地震八州の米穀稔らず、安政元年には諸國震災あり、其二年には東海道諸國及び江戸の大地震となり、江戸市中のみにて死する者十萬八千人と註せらる、所謂ゆる安政の大地震なり、其後安政五年には越中飛騨に激震あり、明治二十二年には熊本震災を報じ、明治二十四年には濃尾の大震災を見る、貞觀二年の天災以降慶長、寛文、元祿の震災は暫く措き、

最近安政二年の江戸の大地震は、其震動の度或は今回の地震以上なるべく、死する者十萬八千人と云へば、被害は今回の約二分の一に止まるが如くなれども當時の江戸と現在の東京とは人口稠密の程度固より同じからず(弘化三年の調査に據れば當時日本の人口は貳千六百九十萬七千六百二十五人なりといふ)殊に諸大名の藩邸を以て江戸市中の過半を占め、其藩邸は各自封祿に應じて空地をも多く有したれば、是等の割合より打算して其災害の大なりしこと察するに難からず。

地震と火事は離るべからざる關係を有するものであるから、安政二年の大地震にも火事は相當に大きかつたであらう、火元も詳細な記録は見當らぬけれども、拾餘ヶ所あつたといふことである、然れども建造物が土地の幅員に比して稀薄なりし爲め、焼失の戸數は今回の如き大數には上ばらなかつた、今回の震

災も續て起りし火災が無かつたなら、損傷の被害は比較的輕微なものであつたらう、何れかと云へば震災の被害よりも火災の被害が甚大であつたのである、地震に代る大風の爲め江戸市街を焼き盡したるは、明曆三年（今を距ること二百六十六年）正月二十一日の大火であつた、此時には江戸市中は殆んど全滅といふに近く、米價大いに騰貴して銀二十九匁より忽ち四十匁を突破することゝなつた、之れに次での火災は、安永元年（今を距ること百五十年）にして此時も江戸市中大半焼失して米價錢百文に付八九合に及んだ。

其他大洪水、大雷雨、大海嘯、大飢饉等にて人畜多く死したること幾回なるを知らず、其れが不思議にも政道紊れ人心奢り虚榮に溺れ浮華を競ひ、怠惰安逸に流るゝ時代にのみ遭遇したことである、由來天變地異は所謂ゆる不可抗力であつて、大自然の大威力であるが天は何が故に憚る災害を民衆に加ふるであ

らうか、明曆安永の大火に遭難した人々の中には天譴を悟り、慙うした記録を遺して居る人がある。大御所様（徳川家康）治を江戸城に開き玉ひしより五十年、泰平に馴れて遊惰に陥り、浮華に流れ驕奢に長じ、分に過ぎたる榮耀榮華を好むが爲めに上も下も財用足らず、爲政者は貢租冥加金を誅求して下民を虐げ、下民は怠惰安逸に安んじて不當の利得を貪ぼる。天道之れを惡み給ひ此大譴責を下されたのである。宜しく謹慎戮力積年の非を悟り。勤儉以て天に謝せざるべからずと。

然り誠に然り、大正の震火災も亦大自然の大譴責社會の現狀之れに該當するものでは無からうか、七千萬、民衆の犠牲となりて慘死を遂げ、若しくは重輕傷を負ひ、或は家作から家具衣裳まで焼盡して無一物となりし人々には、誠に氣の毒でもあり哀悼の極でもあるが、生残りたる民衆は此に飄然として虚榮の夢

より覺め、鞠躬如として實務に勵精し、徐ろに此災害復興の實を擧ぐるのが犠牲者に對する何よりの回向でもあり供養でもあり、天道に對して謝するの道では無からうか、明暦の大火を紀念するものは兩國の回向院であるが、今日に於ては角力の本場所としての回向院を知る者があつても、明暦の昔日に慘死したる犠牲者の祭壇として知る者は稀れである、思ふに今回も亦犠牲者を記念する爲めに、被服廠の跡などに新たなる回向院を生ずるであらうが、天道を畏る者は宜しく謹慎自省彼等が冥福を祈るべしである。

華麗繁榮東洋第一を以て誇りし東京が、三日三夜にして焦土の原と化し去りて此誇りを失ひし國民は、復興を急ぐも然ることながら、之れを復興するには自然の順序に従はねばならぬ。抑も我日本大帝國は東京の日本大帝國に非らず横濱の日本帝國でもない、七千萬民衆を包擁する所の叡聖文武陛下の知食す大

日本帝國の大日本帝國である故に東京を復活する爲めに帝國の國本たる農村の振興を閑却してはならぬ、若し東京を復活するが爲めに農村を虐ぐるが如きは天意に逆行するものである、誰も知つて居ることではあるが、仁徳天皇難波に都し玉ひ高津宮を建て玉ふや、梁柱削らず胸壁聖せずといふから今のバラツク建のやうなものであつたらう、一日高臺に上ぼつて見給ひしに民家の炊煙甚だ揚らざりしかば、是民の窮乏せる爲めなりと、勅して三年の課役を免じ専ら儉約を躬行し玉ひ、三年を経て再び高臺に上ぼつて見給ひしに前と異つて炊煙盛んに揚りしかば、朕既に富めりとて後又三年を経て有司の乞を納れて宮殿を修し玉ふ、庶民子の如く來りて宮殿忽ち成りしとかや、帝都の復興宜しく此心を以て爲さざるべからず、今や復興院なるもの設けられ復興に關する事務を管掌せらる、而かも其抱負は帝都を復活するに非ずして、此機會に於て大に復興

せんとするなりと、而かして其復興費は五拾億圓を要すといふ、其五十億圓は如何にして財源を得るかと云へば曰く外債曰く内債なりといふ、外債可なり、内債も亦不可なし、然れども他日其償還は誰が之れを負擔するのであらう、詮する所農村を枯らして都會を飾らんとするのであり、自然の復興を待たずして不自然の復興を期待することになる、是れで天譴の意義を知る者と言はれやうか、庶幾くは第二の天譴來らずんば幸なり。

災後の善後策は婦人に待つ所多し、何が故に婦人に待つか、虚榮浮華を盛ならしめ天の所罰を招いた者は婦人である、自ら招いたのが婦人でありとしたら、此罪過を償はんには婦人先づ改心せざるべからず、震災後市街を往來するに、化粧の婦人を見ること甚だ稀れなりしかば、流石に彼等も自省せりと思ひきや、まだ三ヶ月に満たざるにソロ／＼面妖な婦人の着飾つて徘徊するを見る、

震災が産んだ不良少女などの記事を新聞紙にも散見するに至る、噫憎むべし彼等猶ほ天意を畏れずして又も社會を魔道に導かんとする歟、咄。

ほろびゆく女 大尾

讀了の諸君に願ふ

本書は廢たりゆく家庭を改造し破壊せんとする家族制度を復活せんが爲めに普及を謀るものにして必らずしも營利の爲めのみに無之幸にして諸君の一讀の榮を得たれば願はくは善にまれ惡にまれ其感想を記載せられ著者に寄贈の光榮を賜はらんことを左すれば永く記念として子孫に傳ふべく文の長短巧拙問ふ所に非ず幸に一筆の勞を吝まるゝこと勿れ。

繪畫詩書に御堪能の方は一葉御寄贈を賜らば本書第三版(第二版には間に合はぬゆへ)發賣の時を以て展覽會を開きて寄贈者諸君を御招待し御寄贈の書畫詩歌は永遠に寶物として所藏すべし。

本編は有らゆる方法を以て宣傳し一版一萬部宛十版以上を重ぬるに非れば

已マまカざクらんコ覺カク悟ゴに有ア之ノ候キ社シャ會カイ改カ造ゾウの爲タメニ御オノ遠エン慮リなく御オノ批ヒ判パン奉ホウ願ガン上ジョウ候キ。
御批評は可成二十字詰十五行以内に願オノ上ジョウ候キ善ゼン評ヒョウ惡アク評ヒョウを問トはス蒐ソウめて一イツ冊ソクと爲ナし本ホン編ヘン附ツキ録ロクと
して他日寄稿の諸君に無代價進呈すべし

大正十二年初冬

著者 省軒謹白

大正十二年十二月十五日印刷
 大正十二年十二月九日發行

定價金三圓



發行人兼

福井孝治

東京市日本橋區濱町三丁目一番地

印刷者

石塚市郎

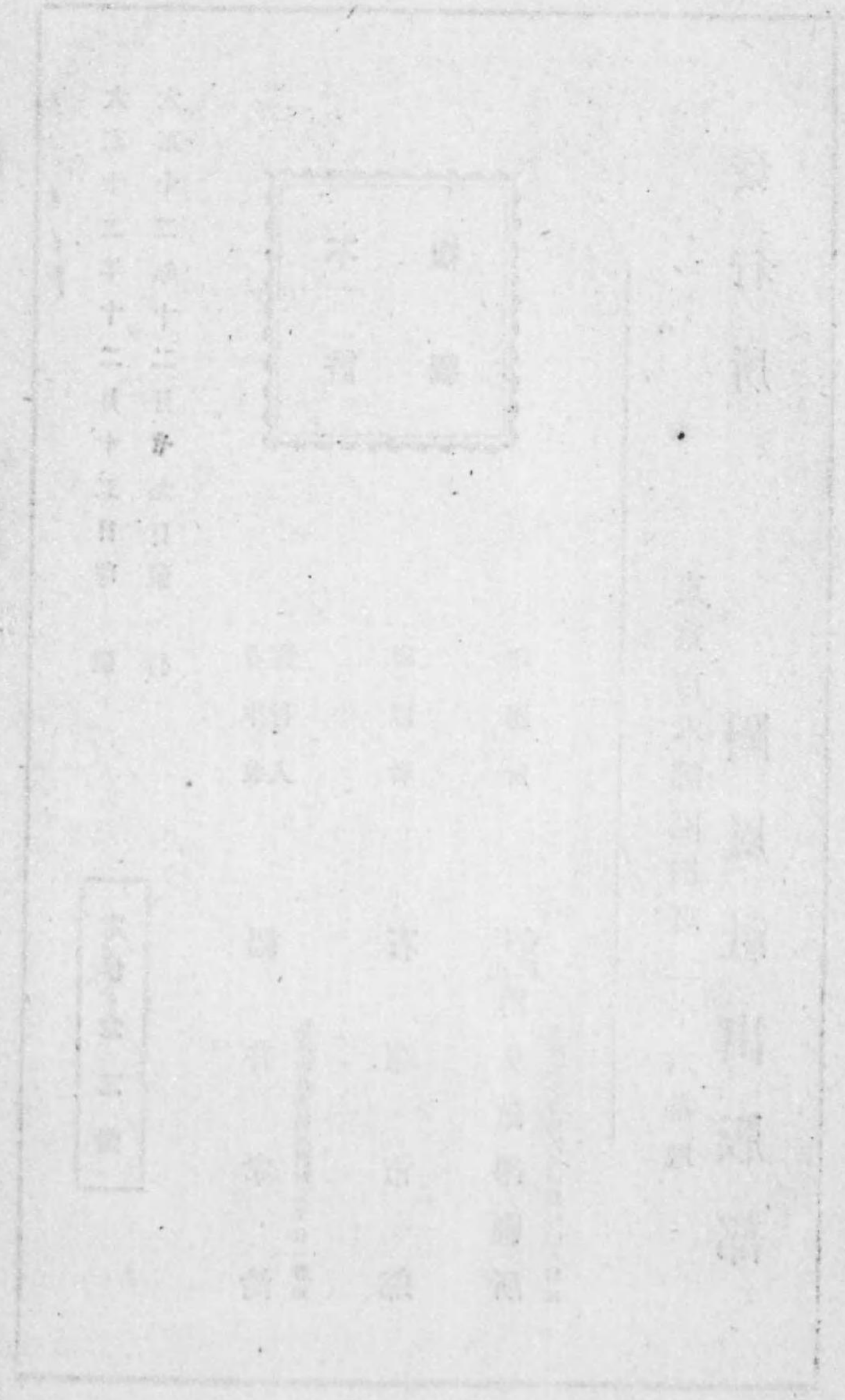
印刷所

株式博文館印刷所
東京市小石川區久野町一〇八番地

發行所

東京市本郷區田町二十六番地
 國風社出版部

FZ 7J-73



大正十二年十二月十五日

大正十二年十二月十五日

終